

令和6年度土木工事標準積算基準書等の 改定について

令和6年9月18日
事業管理課



1. 土木工事標準積算基準書の改定理由	3
2. 土木工事における現場管理費の改定	4
3. 土木工事標準歩掛の制定及び改定	5
4. 鋼橋製作工の改定	15
5. 施工パッケージ型積算基準の制定及び改定	16
6. 移動時間を踏まえた歩掛の改定	35
7. 建設機械等損料の改定	36
8. 地質調査業務の諸経費の改定	37
9. 解析等調査業務の歩掛の制定	38
10. 適用スケジュール	39

1. 土木工事標準積算基準書等の改定理由

- 宮城県土木部制定の土木工事標準積算基準書等については、**国土交通省の土木工事標準積算基準書等と同様の内容**としている。
- 国土交通省において、施工合理化調査等の実態調査（※）の結果により、現場実態と乖離が見られたことなどに基づき、令和6年4月1日適用として基準書の改定を行ったことから、**本県でも同様の内容に改定**するもの。

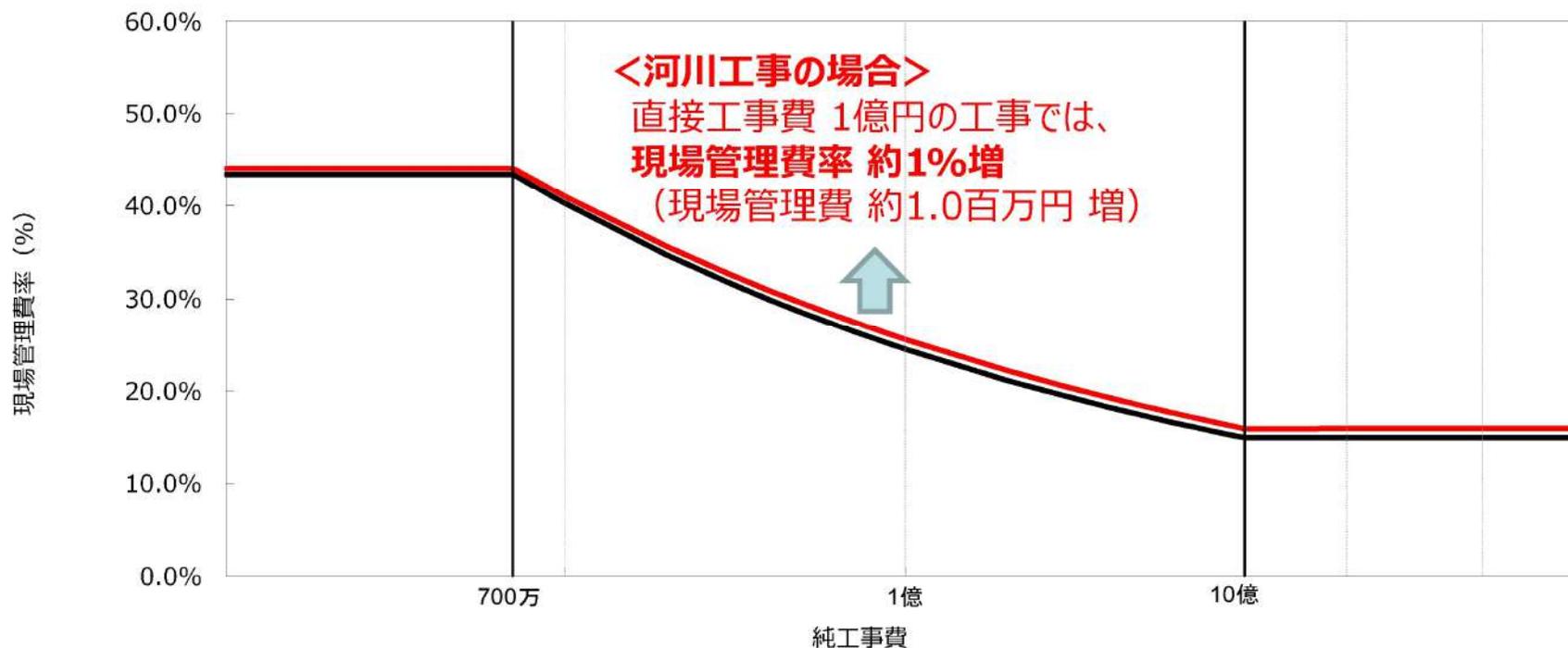
※実態調査の種類（参考）

- 施工合理化調査
- 機械損料調査
- 諸経費調査 等

2. 土木工事における現場管理費の改定

- 最新の実態を踏まえ、書類作成の経費や下請けの本社経費などによる**現場管理費の増加を反映し、改定**するもの。

現場管理費率の改定イメージ



【現行】

700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
43.43%	$1,276.7 \times Np^{-0.2145}$	14.98%

【改定】

700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
44.05%	$1,118.2 \times Np^{-0.2052}$	15.91%

Np : 純工事費 (直接工事費 + 共通仮設費)

3. 土木工事標準歩掛の制定及び改定

- 土木工事標準歩掛は、ある作業を行うときに作業員、作業機械、資材がどれだけ必要かを数量としてまとめた（数値化した）データである。
- 「施工合理化調査等の実態調査」の結果を踏まえ、新規工種を **4 工種制定** 及び既存制定工種を **5 工種改定** するもの。

（1）新規工種の制定（4 工種）

- ① 排水材設置工（構造物背面排水）、② 仮締切工（砂防コンクリート締切）、③ 舗装版削孔工（アスファルト舗装版）、④ 泥水運搬工

（2）既存制定工種の改定（5 工種）

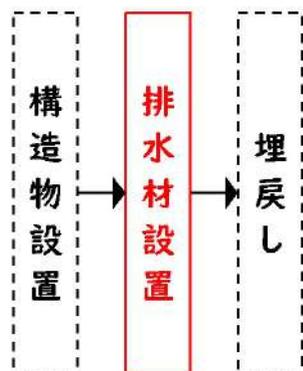
- ① 薬液注入工、② 鋼管・既製コンクリート杭打工（中掘工）、③ かごマット工（多段積型）、④ 集排水ボーリング孔洗浄工、⑤ トンネル照明器具清掃工

4. (1) ① 排水材設置工（構造物背面排水）【制定】

【工法の概要】

構造物（橋台、擁壁、ボックスカルバート等）埋戻し背面のコンクリート面等において、湧水及び浸透水等の排水を促すために設置する帯状の排水材を設置する工法である。

【施工フロー】

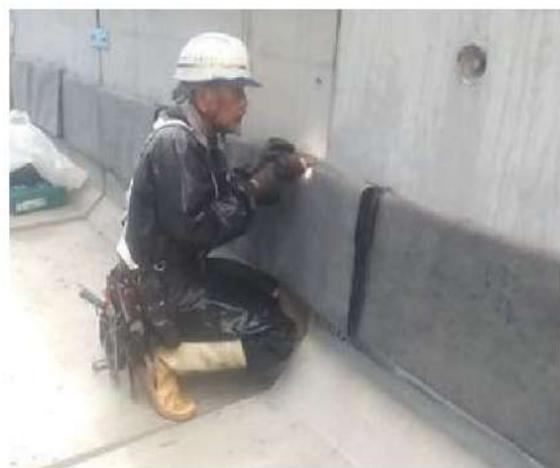


立体網状体排水材例



メッシュチューブ型排水材例

(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。



排水材設置作業状況
(コンクリート釘)



排水材設置作業状況
(接着剤)

【主な制定概要】

- 排水材規格：幅 200mm 以上 600mm 以下、厚 20mm 以上 50mm 以下の場合に適用
- コンクリート釘、接着剤、固定金具等を用いて固定する方法を標準

3. 施工歩掛

排水材の設置歩掛は、次表を標準とする。

表3.1 排水材設置歩掛

(10m 当り)

製品幅 (mm) 及び厚 (mm)		単位	幅 200以上600以下 厚 20以上 50以下
名称			
土 木 一 般 世 話 役		人	0.03
普 通 作 業 員		//	0.26
排 水 材		m	10.5
諸 雑 費 率		%	1

(注) 1. 歩掛は、現場内小運搬を含む設置作業であり、埋戻しは含まない。

2. 排水材のロス率（重ねせ及び切断ロス）は、+0.05として上表に含まれている。

3. コンクリート釘による固定の場合の諸雑費は、ハンマー・充電式電動ハンマドリルの損料及びコンクリート釘・固定板・座金等の費用であり、接着剤による固定の場合の諸雑費は、刷毛・接着剤等の費用であり、固定金具による固定の場合の諸雑費は、チューブ式接着剤・粘着布テープ等の費用であり、材料費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。なお、固定方法に関わらず本諸雑費率を使用できる。

【適用時の主な注意事項】

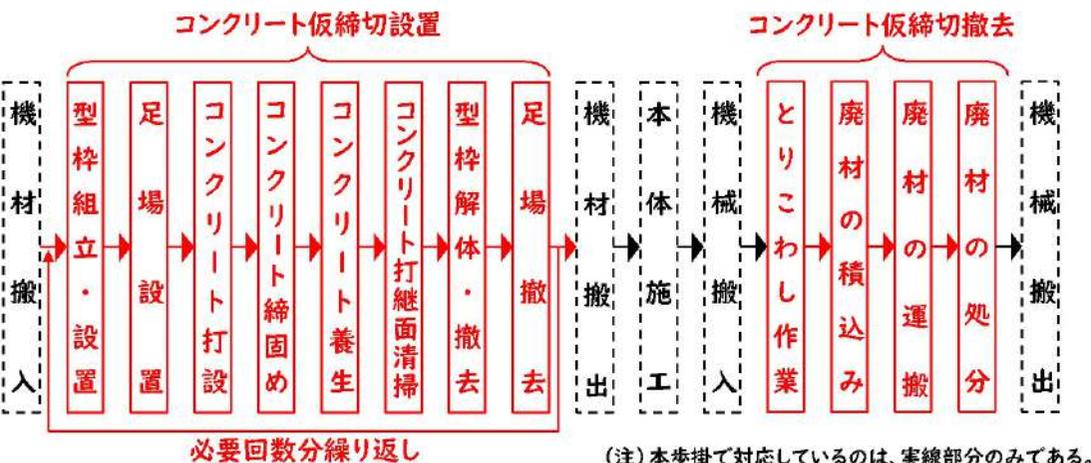
- 歩掛は、現場内小運搬を含む設置作業であり、埋戻しは含まない。

4. (1) ② 仮締切工（砂防コンクリート締切）【制定】

【工法の概要】

砂防工（本堰堤、副堰堤、床固め、帯工、水叩き、側壁、護岸）の施工に伴うコンクリートにより仮締切の設置・撤去を行う工法である。

【施工フロー】



【主な制定概要】

- 木製型枠設置・撤去、ケレンはく離剤塗布、足場設置・撤去、コンクリート打設、コンクリート仮締切撤去の施工歩掛を制定

5-1 木製型枠設置・撤去、ケレンはく離剤塗布施工歩掛
木製型枠設置・撤去、ケレンはく離剤塗布施工歩掛は、次表を標準とする。
表5.1 木製型枠設置・撤去、ケレンはく離剤塗布施工歩掛 (100m²当り)

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人	3.9	
型わく工		人	14.9	
特殊作業員		人	0.85	
普通作業員		人	8.5	
ラフテレーンクレーン運	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型(2011年規制)・低騒音型・25t吊	日	2.3	機械賃料
諸雑費率		%	25	

(注) 1. 諸雑費は、型枠用合板、型枠用金物、組立支持材、ケレンはく離剤及び電動ドリル、電動ノコギリ賃料、電力に関する経費、溶接機に要する費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上乗せして計上する。

7-1 コンクリート打設歩掛
コンクリート打設歩掛は、次表を標準とする。

表7.1 コンクリート打設歩掛 (100m³当り)

名称	規格	単位	1日当り打設量 (m ³ /日)			
			10未満	10以上 30未満	30以上 80未満	80以上 140未満
土木一般世話役		人	3.2(3.0)	2.8(2.6)	1.8(1.6)	1.4(1.2)
特殊作業員		人	7.4(7.1)	5.3(5.0)	4.0(3.7)	2.9(2.6)
普通作業員		人	7.7(7.2)	6.1(5.6)	4.8(4.3)	3.8(3.3)
ラフテレーンクレーン運	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型(2011年規制)・低騒音型・25t吊	日	2.8(2.8)	2.2(2.2)	1.6(1.6)	1.1(1.1)
諸雑費率		%	11(5)	14(6)	18(8)	23(10)

(注) 1. 上表の労務歩掛は、コンクリート打設・養生、打継面・岩着面のモルタル敷均し、打継面清掃等を含むものである。
2. ()の数值は、特殊養生(練炭)やジェットヒータ養生を必要とする場合に計上すること。なお、特殊養生(練炭)やジェットヒータ養生に要する費用は、別途考慮する。
3. 諸雑費は、スコップ、養生マット、コンクリートバケツ賃料、コンクリートパイプ架設賃料、工事用水中モータポンプ賃料、高圧洗浄機賃料及び電力に関する経費等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上乗せして計上する。
4. コンクリートバケツ容量は、1.0m³を標準とし、これより多い場合は、別途考慮する。

【適用時の主な注意事項】

- コンクリート養生で、特殊養生（練炭）やジェットヒータ養生に要する費用は、別途考慮する。



型枠組立
作業状況

コンクリート
打設作業状況

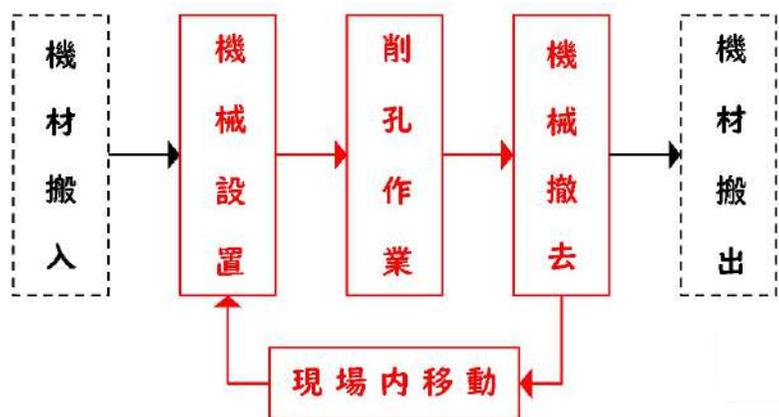
コンクリート養生作業状況

4. (1) ③ 舗装版削孔工 (アスファルト舗装版) 【制定】

【工法の概要】

刃先にダイヤモンド砥粒が埋め込まれたダイヤモンドビットを高速回転させることでアスファルト舗装版をせん孔し、ガードレールの支柱を建て込むための孔あけ等を行う工法である。

【施工フロー】



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。



コンクリート穿孔機全景



削孔作業状況

【主な制定概要】

- ガードレールの支柱建込用の孔あけ等を目的とした、アスファルト舗装版の削孔作業を新たに制定
- 削孔径60mmを超え200mm以下、削孔深400mm以下の場合に適用

3. 機種の設定
機械・規格は次表を標準とする。

表3.1 機種の設定

名称	規格	単位	数量
コンクリート穿孔機	電動式コアボーリングマシン・最大穿孔径φ25cm	台	1

4. 施工歩掛
(1) 施工歩掛は次表を標準とする。

表4.1 削孔歩掛 (100孔当り)

名称	規格	単位	数量
土木一般世話役		人	1.0
特殊作業員		人	2.0
普通作業員		人	2.0
ダイヤモンドビット	各種	個	2.0
コンクリート穿孔機	電動式コアボーリングマシン・最大穿孔径φ25cm	日	2.6
諸雑費率		%	12

(注)1. 諸雑費は、チューブ、アダプター、電力に関する経費、集塵機、集水機等の費用であり、労務費、材料費、機械損料及び運転経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
2. 足場が必要な場合、舗装版削孔時に発生する濁水の運搬及び処理費が必要な場合は別途計上する。

【適用時の主な注意事項】

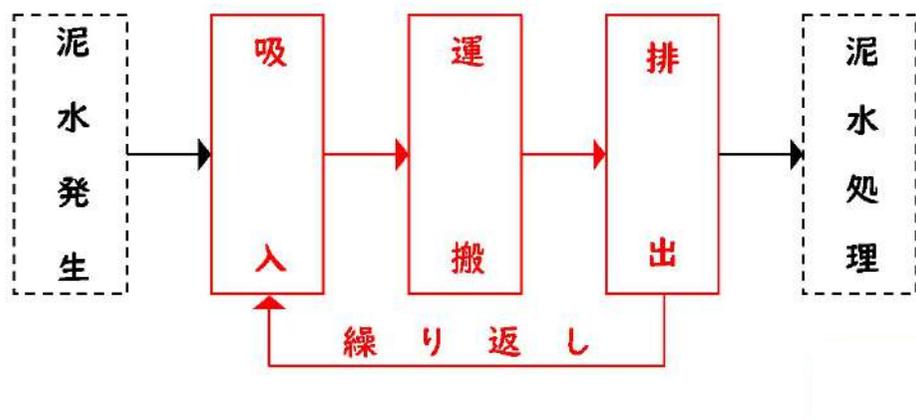
- 足場が必要な場合、舗装版削孔時に発生する濁水の運搬及び処理費が必要な場合は別途計上する。

4. (1) ④ 泥水運搬工【制定】

【工法の概要】

本工法は、地盤改良及び基礎工事の施工に伴い発生する泥水を、側溝清掃車を使用して吸入・運搬・排出する工法である。

【施工フロー】



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。



側溝清掃車全景

吸入作業状況

【主な制定概要】

- 運搬距離別の日当り運搬量を設定 (D I D区分設定なし、適用可能運搬距離80km以下)

3. 機種の選定
機械・規格は、次表を標準とする。

表3.1 機種の選定

機械名	規格	適要
側溝清掃車	フロア式 ホッパ容量9.0m ³ 風量40m ³ /min	

4. 編成人員
泥水運搬工の編成人員は次表を標準とする。

表4.1 日当り編成人員 (人/日)

名称	数量
普通作業員	1

5. 日当り運搬量
泥水運搬工における日当り運搬量は、次表を標準とする。

表5.1 日当り運搬量 (m³/日)

運搬距離	数量
7.0 km 以下	10.8
7.0 km 超え 14 km 以下	9.6
14 km 超え 22 km 以下	8.6
22 km 超え 31 km 以下	7.7
31 km 超え 41 km 以下	6.9
41 km 超え 51 km 以下	6.2
51 km 超え 63 km 以下	5.6
63 km 超え 77 km 以下	5.0
77 km 超え 80 km 以下	4.7

- (注) 1. 運搬距離は排出先までの片道距離であり、現場に戻る復路の距離が異なる際は平均値とする。
2. DID区間の有無に関係なく適用出来る。
3. 有料道路を利用する場合は、利用料金を別途計上する。
4. 運搬距離が、80kmを超える場合は、別途考慮する。

【適用時の主な注意事項】

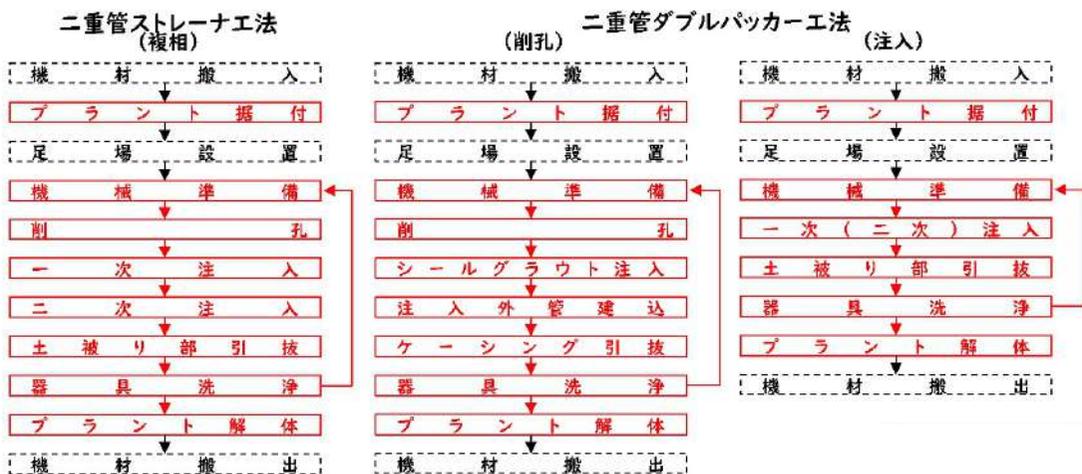
- 運搬距離は搬出先までの片道距離であり、現場に戻る復路の距離が異なる際は平均値とする。

4. (2) ① 薬液注入工【改定】

【工法の概要】

本工法は、地盤改良工法の一つで、薬液を粘土、シルト、砂質土等の地盤に注入し、地盤の透水性の減少及び地盤の強度（固結度）の増加を図る工法である。

【施工フロー】



(注) 本歩掛で対応しているのは、実践部分のみである。



二重管ストレナーナ工法 (複相) 施工状況



二重管ダブルパッカー工法 削孔作業状況



二重管ダブルパッカー工法 注入作業状況

【主な改定概要】

- 諸雑費計上の使用機械・機材の規格及び保有区分の見直し

5. 施工歩掛

5-1 二重管ストレナーナ工法

5-1-4 諸雑費

二重管ストレナーナ工法の1本当り諸雑費は、グラウト流量・圧力測定装置、送水ポンプ、送液ポンプの損料、薬液ミキサ、貯水槽の賃料及び電力に関する経費等の費用であり、労務費、機械損料及び運転経費の合計額(水ガラス積算流量計は除く)に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。

表5.4 二重管ストレナーナ工法の諸雑費率 (%)

工法	セット数	諸雑費率
複相方式	2	22
	4	24

5-2 二重管ダブルパッカー工法

5-2-6 諸雑費

二重管ダブルパッカー工法削孔時の諸雑費は、グラウトポンプ・グラウトミキサ・送水ポンプ・貯水槽の損料及び電力に関する経費等の費用であり、一次注入及び二次注入時の諸雑費はグラウト流量・圧力測定装置・グラウトミキサ・パッカー加圧ポンプ・送水ポンプ・送液ポンプ・貯水槽の損料及び電力に関する経費等の費用であり労務費、機械損料及び運転経費の合計額(水ガラス積算流量計は除く)に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。

表5.12 二重管ダブルパッカー工法の諸雑費率 (%)

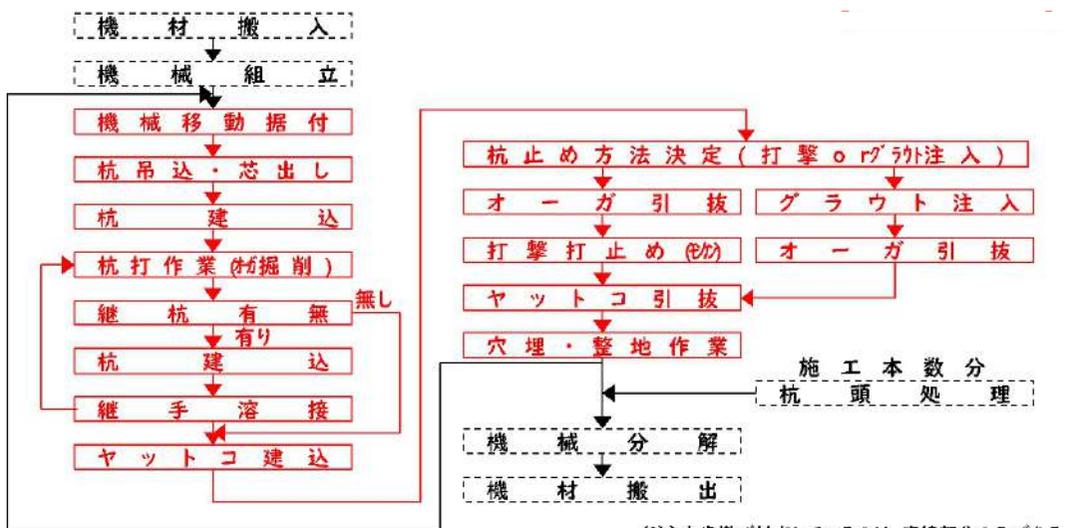
条件	セット数	諸雑費率
削孔	1	8
	2	6
一次注入	4	25
二次注入有機系	4	25
二次注入無機系	4	21

4. (2) ② 鋼管・既製コンクリート杭打工 (中掘工) 【改定】

【工法の概要】

埋込み杭工法の一つで、あらかじめ杭中空部にオーガスクリュを挿入、杭建込を行った後、削孔と同時に杭を圧入していく工法である。杭打設後は、モンケンなどにより杭を打撃し支持層に打込む方法と、グラウト材を支持層に注入し杭と一体化させる方法がある。

【施工フロー】



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

【主な改定概要】

- 杭吊込・杭建込作業等に使用するクローラクレーンの排出ガス対策区分を見直し
- 掘削土の処理作業に使用するバックホウの規格、排出ガス対策区分を見直し
- クローラ式アースオーガの日当たり運転時間の変動に伴い、施工歩掛を見直し

3. 機種の選定 機械・規格は、次表を標準とする。

表3.1 機種の選定

機械名	規格	単位	杭径 (mm)			摘要
			杭径 φ400以上 φ800未満		杭径 φ1,000	
			掘削長 3.2m 以下	掘削長 3.2m 超え		
クローラ式 アースオーガ	アースオーガ中掘機 ・直結三点支持式 オーガ出力55kW 公称杭径φ400~1,200mm リーダ長21~33m	台	1	-	-	打撃方式で モンケンを 使用する 10tを 含む
	アースオーガ中掘機 ・直結三点支持式 オーガ出力90kW 公称杭径φ400~1,200mm リーダ長21~33m	〃	-	1	1	
クレーン	油圧駆動式ウインチ ・ラチスジブ型 排出ガス対策型(第3次基準値) 50~55t吊	〃	1	1	-	
	油圧駆動式ウインチ ・ラチスジブ型 排出ガス対策型(第3次基準値) 80t吊	〃	-	-	1	
バックホウ (クローラ型)	標準型・超低騒音型 排出ガス対策型(2014年規制) 山積0.5 m³(平積0.4 m³)	〃	1	1	1	掘削土の処理 作業(穴及び 整正を含む)



杭打作業状況



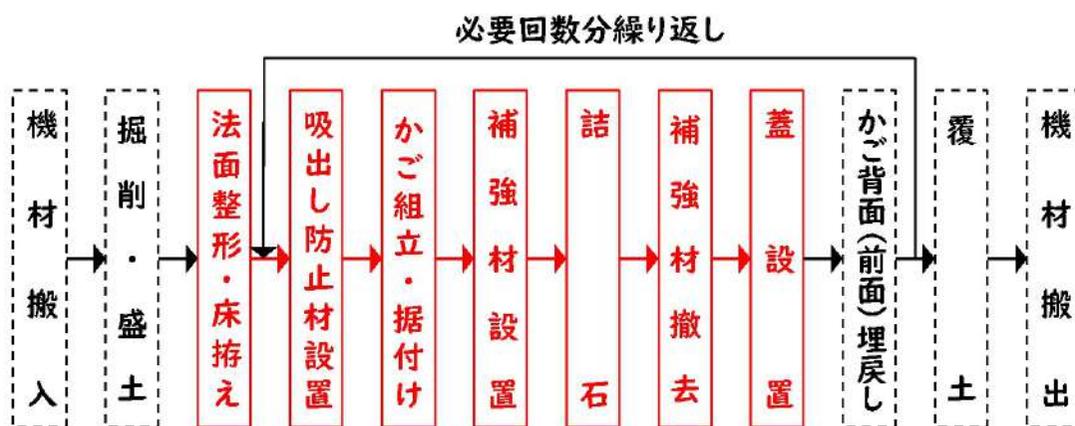
継手溶接作業状況

4. (2) ③ かごマット工 (多段積型) 【改定】

【工法の概要】

本工法は、河岸の浸食防止等を目的に、長方形に組み立てられた鉄線かごに栗石・割栗石等を詰めたかごマットを多段積に設置する工法である。

【施工フロー】



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。



かご組立・据付け作業状況



詰石作業状況

【主な改定概要】

- 詰石作業に使用するバックホウの規格、排出ガス対策区分を見直し
- 使用機械（規格）の変動による施工歩掛の見直し

3. 機種を選定
機械・規格は、次表を標準とする。

表3.1 機種を選定

機械名	規格	単位	数量	摘要
バックホウ (クローラ型)	標準型・超低騒音型 排出ガス対策型(2014年規制) 山積0.8m ³ (平積0.6m ³)	台	1	

- (注) 1. バックホウ(クローラ型)は、賃料とする。
2. 現場条件により、上表により難しい場合は別途考慮する。

4. 施工歩掛
かごマット工(多段積型)の歩掛は、次表を標準とする。

表4.1 かごマット工(多段積型)施工歩掛 (100m²当り)

名称	規格	単位	数量
土木一般世話役		人	2.2
特殊作業員		//	3.2
普通作業員		//	6.6
バックホウ (クローラ型)運転	標準型・超低騒音型 排出ガス対策型(2014年規制) 山積0.8m ³ (平積0.6m ³)	日	7.7
諸雑費率		%	1

- (注) 1. 上表には、かごマット組立・据付、詰石、吸出し防止材設置、補強材設置・撤去、法面整形・床拵えの他、蓋設置、運搬距離50m程度の現場内小運搬作業を含む。法面整形・床拵えの有無にかかわらず適用出来る。
2. 中詰用石材の石径は5~20cmを標準とする。吸出し防止材は厚さ10mmを標準とする。
なお、これによらない場合も上表は適用出来る。
3. 諸雑費は、補強材料(単管パイプ、合板等)の損料、工具類等の費用であり、労務費、機械賃料及び運転経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

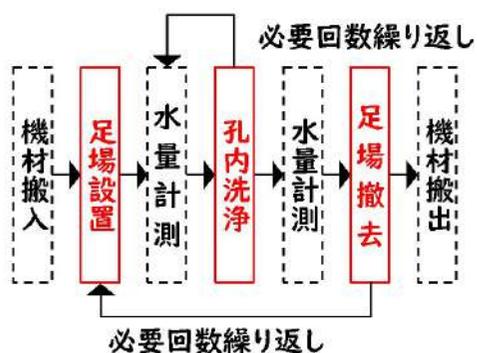
4. (2) ④ 集排水ボーリング孔洗浄工【改定】

【工法の概要】

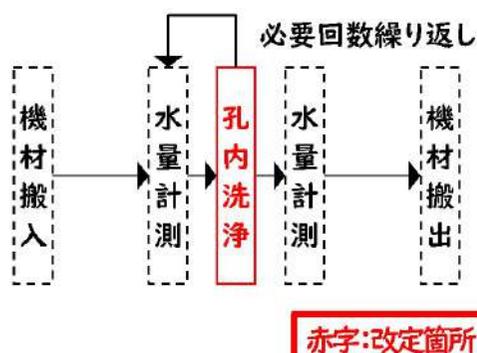
本工種は、地すべり防止施設における横ボーリング孔及び集水井内での集排水ボーリング孔（Φ30mm～Φ150mm、延長130m/本）を高圧洗浄機により洗浄する工法である。

【施工フロー】

(1) 井内作業



(2) 井外作業



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。



孔内洗浄作業状況 (井内作業)



足場設置・撤去作業状況

【主な改定概要】

- 洗浄作業に使用する高圧洗浄機の規格、保有区分を見直し
- 使用機械の変動による日当り施工量の見直し

3. 施工歩掛

3-1 洗浄工

(1) 編成人員

洗浄工の日当り編成人員は、次表を標準とする。

表3.1 日当り編成人員 (人/日)

洗浄工	土木一般世話役	特殊作業員	普通作業員
	1	2	1

(2) 日当り施工量

洗浄工の日当り施工量は、次表を標準とする。

表3.2 日当り施工量 (1日当り)

洗浄工	単位	数量
	m	230

(3) 諸雑費率

諸雑費は、高圧洗浄機(ノズル、高圧ホース含む)賃料、工事中水モータポンプ賃料、軸流ファン(軸流式)の損料、水槽の損料、電力に関する経費等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。なお、軸流ファン(軸流式)は、井内作業の場合に計上する。井外作業の場合は、()内の率を乗じた金額を上限として計上する。

また、高圧洗浄機は、「工事中モータ駆動吐出量15~20l/min 圧力20MPa」を標準とし、現場条件等により、これにより難しい場合は、別途考慮する。洗浄水は、沢水を工事中水モータポンプにて採取し、水槽に貯水して使用することを標準としており、現場条件等により、これにより難しい場合は、洗浄水に要する費用を別途計上する。

表3.3 諸雑費率 (%)

諸雑費率	16 (15)
------	---------

3-2 集水井内足場工

(1) 施工歩掛

井内作業における集水井内足場の設置・撤去歩掛は、次表を標準とする。

なお、本歩掛で対応しているのは、「(2) 参考図(集水井内足場概念図)」に示す足場工である。

表3.4 集水井内足場設置・撤去歩掛 (1回当り)

名称	単位	数量
土木一般世話役	人	0.43
とび工	〃	0.72
普通作業員	〃	0.51
諸雑費率	%	11

(注) 1. 諸雑費は、軸流ファン(軸流式)の損料、足場板合板、角材、安全ネット及び電力に関する経費等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する

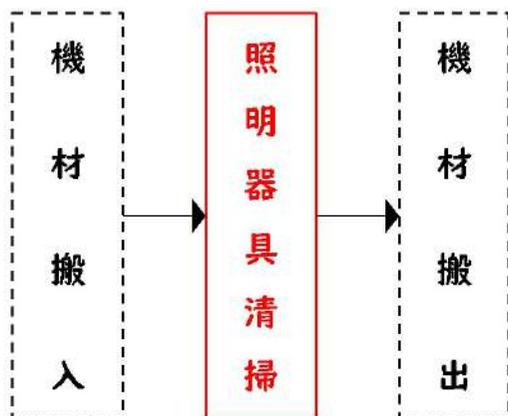
2. 上表は、足場の設置・撤去1回当りの数量であり、同一集水井内で複数の設置・撤去を行う場合は、その実施回数を計上すること。

4. (2) ⑤ トンネル照明器具清掃工【改定】

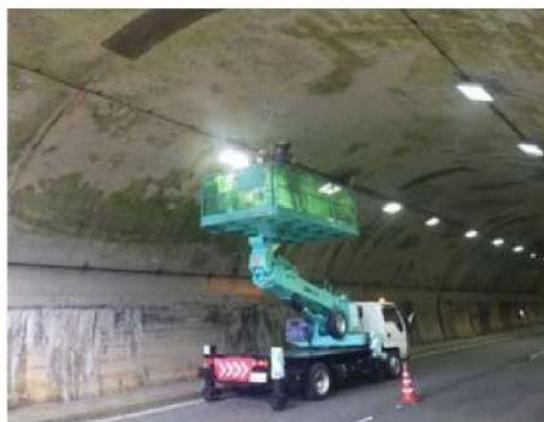
【工法の概要】

本工法は、高所作業車を使用して、トンネル内に設置されている照明器具の表面及び内面を人力施工により、清掃する工法である。

【施工フロー】



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。



人力施工状況高所作業車(トラック架装)
伸縮ブーム・プラットフォーム型



人力施工状況
(内面清掃)

【主な改定概要】

- 人力施工で使用する高所作業車（トラック架装）の規格、保有区分を見直し
- 使用機械の変動による日当り施工量の見直し

2. 機種を選定

機械・規格は、次表を標準とする。表2.1 機種を選定

作業種別	機械名	規格	単位	数量	摘要
表面清掃	高所作業車	トラック架装・伸縮ブーム・プラットフォーム型・作業床高9.9m・積載荷重1,000kg	台	1	
表面及び内面清掃					

(注) 1. 表面清掃とは、灯具表面のみの清掃をいう。

2. 表面及び内面清掃とは、灯具表面と灯具カバーを開いて行うランプ及び反射板の清掃をいう。

3. 清掃作業歩掛

清掃作業歩掛は、次表を標準とする。

表3.1 清掃作業歩掛 (照明灯100灯当たり)

名称	規格	単位	表面清掃	表面及び内面清掃
土木一般世話役		人	0.4	0.6
普通作業員		人	1.4	2.2
高所作業車運転	トラック架装・伸縮ブーム・プラットフォーム型・作業床高9.9m・積載荷重1,000kg	日	1.1	2.1
諸雑費率		%	5	5

(注) 1. 諸雑費は、洗剤、ウエス、ブラシ等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

2. 高所作業車は、賃料とする。

4. 鋼橋製作工の改定

- 鋼橋製作工の副資材費、鋼橋製作工及び横断歩道橋製作工の歩掛について、製作現場の実態を踏まえ改定（標準工数等の増）するもの。

【改定箇所一覧】

●材料費

副資材費(溶接などの消耗材料)

現行	改定
17,300円/t	18,200円/t

●製作費

鋼橋製作費 加工組立工数(標準工数(人/個))

種別		現行	改定
連続鈹桁	a1 大型	1.22	1.47
	a2 小型	0.19	0.23
鋼床版鈹桁	a1 大型	0.99	1.24
	a2 小型	0.20	0.25
角型鋼橋脚	a1 大型	3.70	4.09
	a2 小型	0.63	0.70

鋼橋製作費 仮組立工数(標準工数(人/個))

種別		現行	改定
角型 アンカー フレーム	c	11.67	13.84

横断歩道橋製作費(標準工数(人/t))

種別		現行	改定
桁本体部	I 桁	11.3	12.8

5. 施工パッケージ型積算基準の制定及び改定

- 施工パッケージ型積算方式は、代表的な機械・労務・材料、市場単価（代表機労材）で構成された「標準単価」を施工単位（1施工パッケージ）毎に設定したものである。（積算作業における作業労力の削減のために導入された。）
- 「施工合理化調査等の実態調査」の結果を踏まえ、新規工種を **4工種制定** 及び既存制定工種を **14工種改定** するもの。

（1）新規工種の制定（4工種）

- ① 型枠工（省力化構造）、② 現場取卸工、③ グラウトホール工、④ 踏掛版設置工

（2）既存制定工種の改定（14工種）

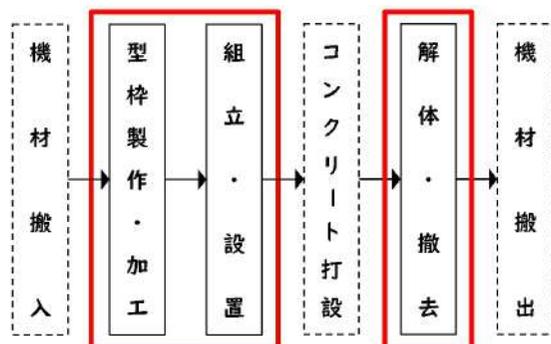
- ① 土工〔路体（築堤）盛土・路床盛土〕、② 土工（ICT）〔掘削〕、③ 土工（ICT）〔路体（築堤）盛土・路床盛土〕、④ 埋戻工、⑤ アンカー工（ロータリーパーカッション式）、⑥ 排水性アスファルト舗装工、⑦ 路側工、⑧ 安定処理工、⑨ 場所打擁壁工、⑩ 伐木除根工、⑪ 舗装版破碎工、⑫ 舗装版切断工、⑬ 橋梁補強工（コンクリート巻立て）、⑭ 電線共同溝工（C・C・BOX）

5. (1) ① 型枠工 (省力化構造) **【制定】**

【工法の概要】

コンクリート構造物の計上に合わせて型枠材を製作し、コンクリート構造物の形状を定め、十分な強度を得るまで保護養生し、解体・撤去する。なお、「土木構造物設計マニュアル (案) 一樋門編一」に基づき設計された函渠、しゃ水壁、門柱、ゲート操作台、翼壁のうち、平均設置高30m以下の型枠 (円形型枠、化粧型枠を除く) を設置する工法である。

【施工フロー】



(注) 本施工パッケージで対応しているのは、実線部分のみである。

【主な制定概要】

- 適用範囲
- 省力化構造の型枠の製作・加工、組立・設置、解体・撤去工を新たに制定



製作・加工状況



組立・設置作業状況



型枠設置完了状況



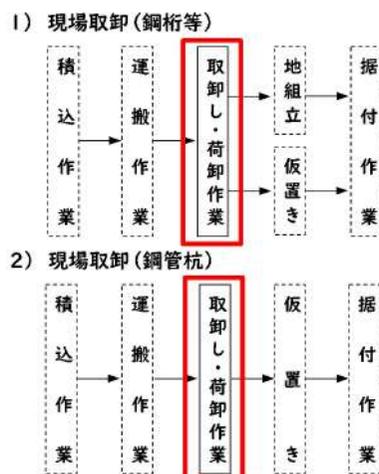
解体・撤去作業状況

5. (1) ② 現場取卸工【制定】

【工法の概要】

鋼桁等（鋼桁・門扉）の現場荷卸し作業で、トレーラから直接架設せずに、地組立や仮置きをするために現場取卸する場合及び鋼管杭の現場荷卸し作業である。

【施工フロー】



（注）本施工パッケージで対応しているのは、実線部分のみである。

【主な制定概要】

- 適用範囲
 - 鋼桁等（鋼桁、門扉）及び鋼管杭の現場取卸し鋼を新たに制定
- 歩掛区分
 - クレーン規格が200t吊以下の場合の鋼桁の現場取卸
 - クレーン規格が65t吊以下の場合の鋼管杭の現場取卸



鋼桁現場取卸作業状況
（施工ヤード）



鋼桁現場取卸作業状況
（吊作業）



鋼管杭現場取卸作業状況
（施工ヤード）



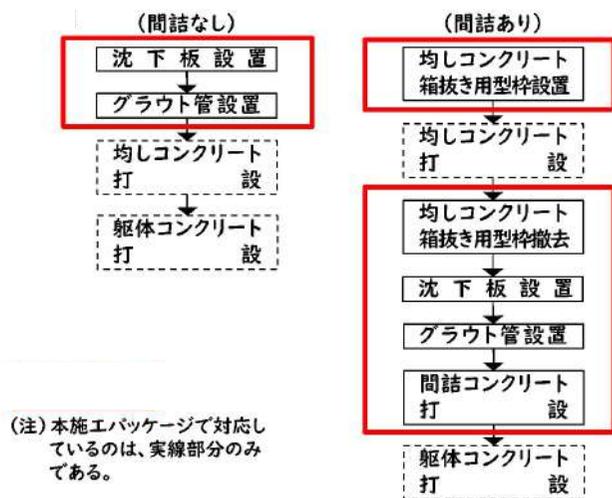
鋼管杭現場取卸作業状況
（玉掛作業）

5. (1) ③ グラウトホール工【制定】

【工法の概要】

本工種は、河川工事における樋門・樋管の函体床版下の空洞対策のため、グラウトホールを施工するものである。

【施工フロー】



【主な制定概要】

- 適用範囲
- 河川工事における樋門・樋管のグラウトホール設置工を新たに制定（場所打ちコンクリートによる樋門・樋管の床版に設置する場合）



沈下板・グラウト管設置作業状況



間詰コンクリート打設作業状況



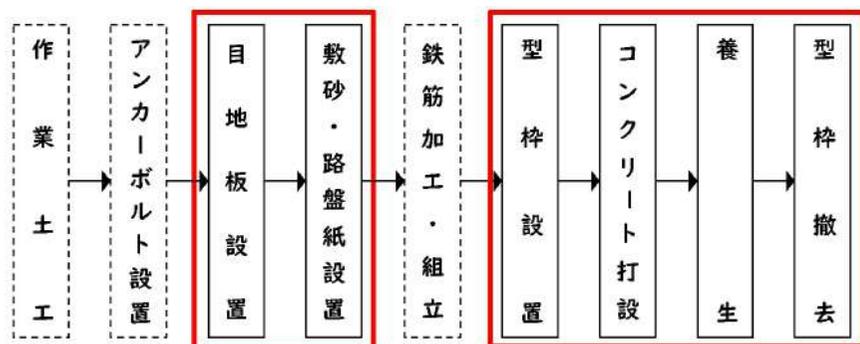
グラウト管設置作業状況（箱抜後設置・間詰有）

5. (1) ④ 踏掛版設置工【制定】

【工法の概要】

橋台や構造物の背面が沈下した場合に舗装に凹凸ができるのを防止するために設ける鉄筋で補強したコンクリート版であり、アスファルト舗装等が橋台やボックスカルバート等に接続する場合に、相互の段差を極力抑え快適な走行性を確保するために橋台の背面に設置する工法である。

【施工フロー】



(注) 本施工パッケージで対応しているのは、実線部分のみである。

【主な制定概要】

- 適用範囲
- ・ 橋台背面への踏掛版設置工を新たに制定
- ・ 現場打ちの踏掛版の設置
- ・ 厚さ0.35m以上0.65m以下の場合



目地板設置作業状況



鉄筋組立作業状況



型枠設置作業状況



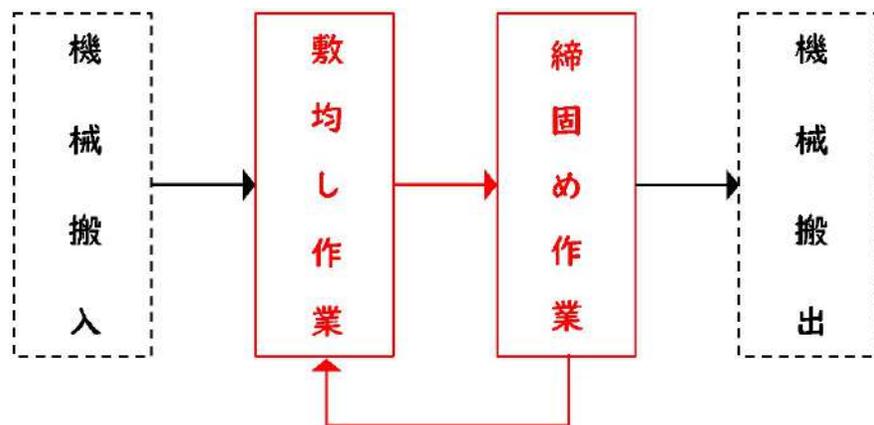
コンクリート打設作業状況

5. (2) ① 土工 [路体 (築堤) 盛土・路床盛土] **【改定】**

【工法の概要】

本工種は、ブルドーザ及びバックホウ、振動ローラを使用して、路体・築堤、路床の土の敷均し・締固めを行うものである。

【施工フロー】



(注) 本施工パッケージで対応しているのは、実線部分のみである。

【主な改定概要】

- 使用機械の見直し
[敷均し・10,000m³以上20,000m³未満]
(ブルドーザ)
 - ・湿地16t級・排出ガス対策型(第3次基準値)
 - ⇒ 湿地7t級・排出ガス対策型(2011年規制)
- 日当り施工量の見直し
[10,000m³以上20,000m³未満]
 - ・使用機械の変動による日当り施工量の見直し



敷均し作業状況



敷均し作業状況



敷均し作業状況



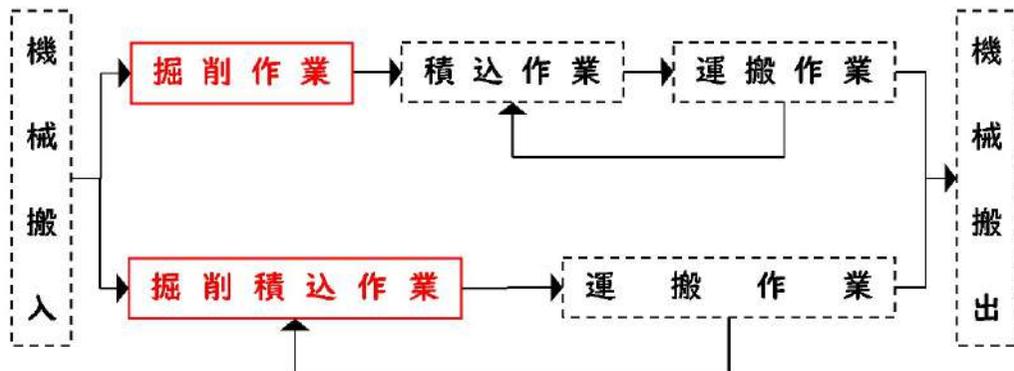
振動ローラ(土工用)全景

5. (2) ② 土工 (ICT) [掘削] 【改定】

【工法の概要】

本工種は、ICT（情報通信技術）を活用した3D-MG又はMCバックホウを使用して土砂の掘削・積込を行う作業である。

【施工フロー】



(注) 本施工パッケージで対応しているのは、実線部分のみである。

【主な改定概要】

- 使用機械の見直し
 [オープンカット50,000m³以上]
 ・バックホウ 標準型 山積1.3~1.5m³【損料】
 ⇒ ICT施工対応型 山積0.8m³【賃料】

- 日当り施工量の見直し
 [オープンカット50,000m³以上]
 ・使用機械(規格)の変動による日当り施工量の見直し



3D-MCバックホウ全景



3D-MGバックホウ全景



掘削作業状況

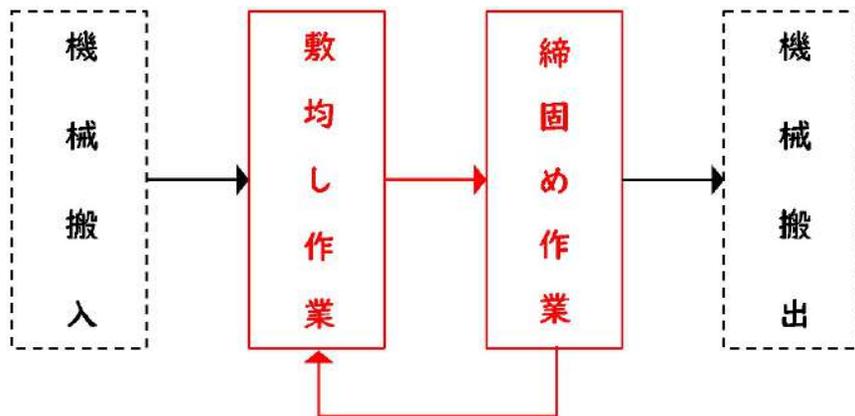


掘削積込作業状況

【工法の概要】

本工種は、ICT (情報通信技術) を活用した3D-MG又はMCブルドーザにを使用して路体・築堤、路床の土の敷均し・締固めを行う作業である。

【施工フロー】



(注) 本施工パッケージで対応しているのは、実線部分のみである。

【主な改定概要】

- 使用機械の見直し
[10,000m³以上20,000m³未満]
(ブルドーザ)
 - ・湿地16+級・排出ガス対策型 (第3次基準値)
 - ⇒ 湿地7+級・排出ガス対策型 (2011年規制)
- 日当り施工量の見直し
[10,000m³以上20,000m³未満]
 - ・使用機械の変動による日当り施工量の見直し



3D-MG/MCブルドーザ全景



振動ローラ (土工用) 全景



敷均し作業状況



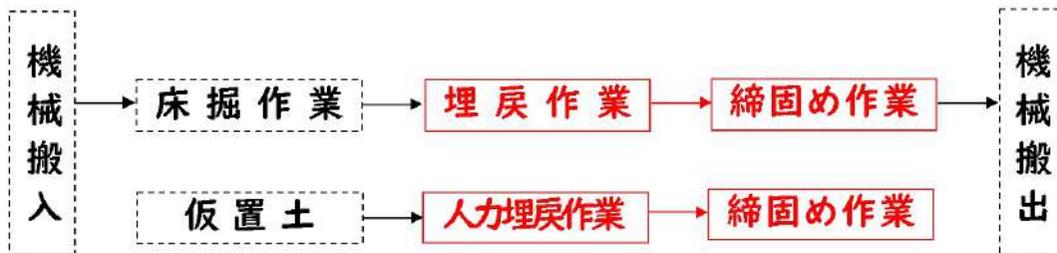
締固め作業状況

5. (2) ④ 埋戻工【改定】

【工法の概要】

本工種は、構造物の築造及び撤去後の床掘り部における埋戻しを行うものである。

【施工フロー】



敷均し作業状況



締固め作業状況



締固め作業状況



締固め作業状況

員料】

(注) 本施工パッケージで対応しているのは、実線部分のみである。

【主な改定概要】

○使用機械の見直し

【最小埋戻幅4m以上】

・バックホウ(標準型・山積0.8m³) 排出ガス対策型(第2次基準値)【損料】

⇒ 超低騒音型・排出ガス対策型(2014年規制)【賃料】

・ブルドーザ(普通15t級) 排出ガス対策型(第1次基準費) ⇒ 排出ガス対策型(2014年規制)

【最大埋戻幅4m以上】【最大埋戻幅1m以上4m未満】

・バックホウ(標準型・山積0.8m³) 排出ガス対策型(第2次基準値)【損料】 ⇒ 超低騒音型・排出ガス対策型(2014年規制)【賃料】

・振動ローラ ハンドガイド式0.8~1.1t ⇒ ハンドガイド式0.5~0.6t

【最大埋戻幅1m未満】

・バックホウ(標準型・山積0.45m³) 排出ガス対策型(第1次基準値) ⇒ 超低騒音型・後方超小旋回型・排出ガス対策型(2014年規制)

○日当り施工量の見直し

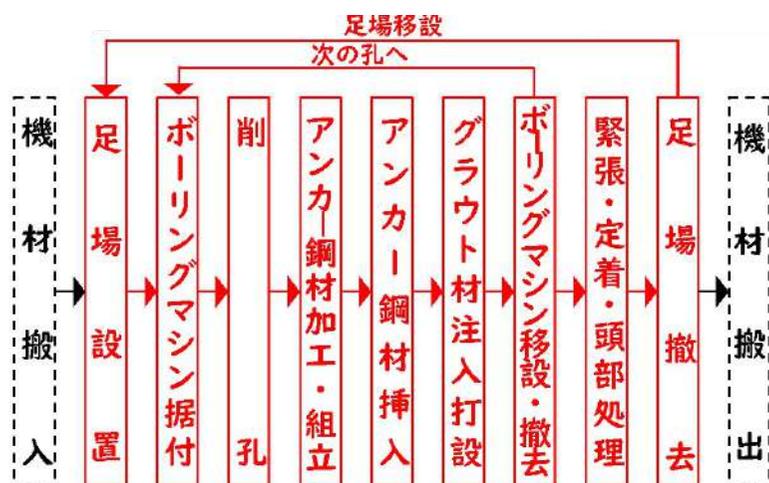
・使用機械の変動による日当り施工量の見直し

5. (2) ⑤ アンカー工（ロータリーパーカッション式）【改定】

【工法の概要】

本工法は、法面に崩壊の恐れがある場合に、ボーリングマシンにより二重管による削孔を行い、孔内に挿入した引張材（P C鋼材）の先端にセメントペースト及びセメントモルタルを注入したアンカー体を作り、引張材とアンカー頭部を通じて構造物と連結させることで抑止力を与える工法である。

【施工フロー】



(注) 本施工パッケージで対応しているのは、実線部分のみである。

【主な改定概要】

○使用機械・機材の見直し

- ・ボーリングマシン移設及び足場工に使用するラフテレーンクレーンの規格の変動
ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型25t吊（第2次基準値）⇒（第3次基準値）
- [削孔] 孔内排土等のため空気圧縮機を追加
- [アンカー鋼材加工・組立・挿入] 発動発電機 ガソリンエンジン駆動 ⇒ ディーゼルエンジン駆動
- [グラウト材注入・打設] グラウトミキサ及びグラウトポンプの供用日の増加
- [緊張・定着・頭部処理] 発動発電機 ガソリンエンジン駆動 ⇒ ディーゼルエンジン駆動

○適用範囲の見直し

- [単管削孔] 使用頻度がなくなったため廃止



削孔作業状況
(スキッド型)



削孔作業状況
(クローラ型)



アンカー鋼材挿入作業状況



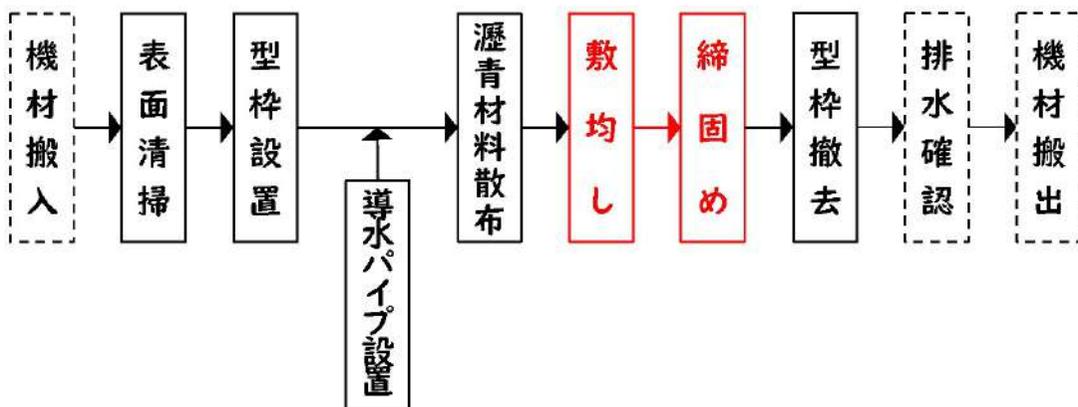
ボーリングマシン移設作業状況

5. (2) ⑥ 排水性アスファルト舗装工【改定】

【工法の概要】

本工種は、車道に排水性アスファルト舗装を行うもので、瀝青材料を散布後、機械あるいは人力で排水性アスファルト混合物を敷均し・締固めを行う工法である。

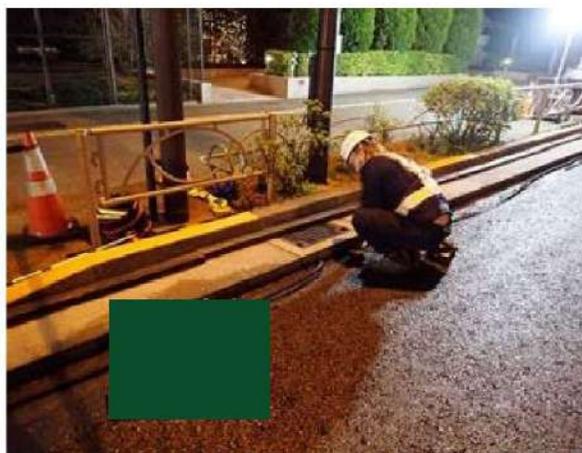
【施工フロー】



【主な改定概要】

○使用機械の見直し

- ・アスファルトフィニッシャ(ホイール型 2.3~6.0m)
排出ガス対策型(2011年規制)
⇒ 超低騒音型・排出ガス対策型(2014年規制)
- ・ロードローラ(マカダム10t)
排出ガス対策型(第2次基準値)
⇒ 超低騒音型・排出ガス対策型(第2次基準値)
- ・タイヤローラ 排出ガス対策型(2011年規制)13t
⇒ 排出ガス対策型(2014年規制)・超低騒音型13~14t



導水パイプ設置作業状況



瀝青材料散布作業状況



敷均し作業状況



締固め作業状況

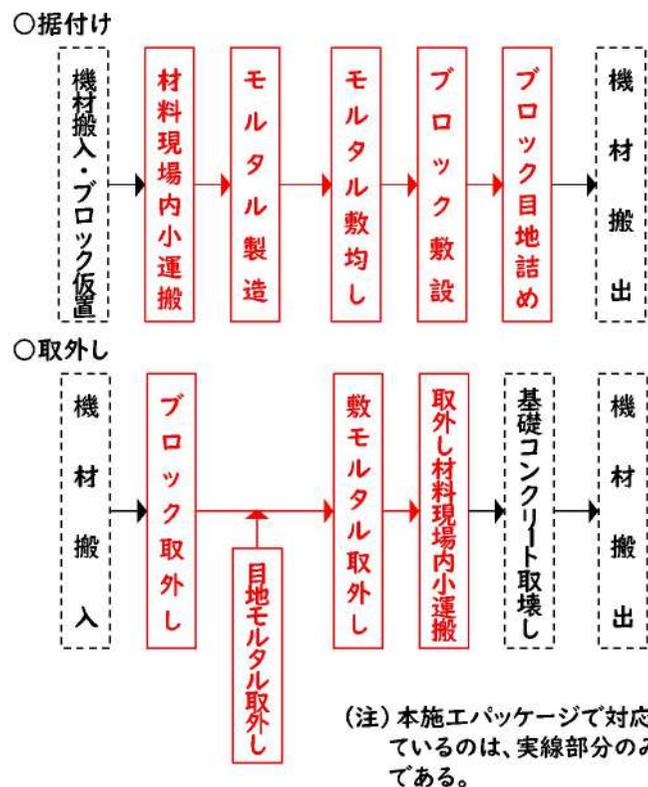
5. (2) ⑦ 路側工【改定】

【工法の概要】

据付け：プレキャスト製品による歩車道境界ブロック及び地先境界ブロックを据え付けるもので、モルタル敷均し後に境界ブロックを人力又はバックホウで敷設し、境界ブロック間にモルタルを詰める。

取外し：プレキャスト製品による歩車道境界ブロック及び地先境界ブロックを取り外すもので、取り外したブロックをそのまま処分する場合と、目地モルタル、敷モルタルを取り除き再利用する場合がある。

【施工フロー】



【主な改定概要】

○適用範囲使用機械の見直し

【据付け】ブロック長1,000mm~2,000mm以下における使用機械(バックホウ)の規格の変動
標準型・クレーン機能付・排出ガス対策型(第2次基準値)
山積0.45m³ 吊能力2.9t
⇒ 超小旋回型・クレーン機能付・排出ガス対策型(2014年規制)
山積0.28m³ 吊能力1.7t

○歩掛区分の見直し

・積算条件として小型バックホウ、バックホウの作業半径を追加(据付け)



ブロック敷設作業状況



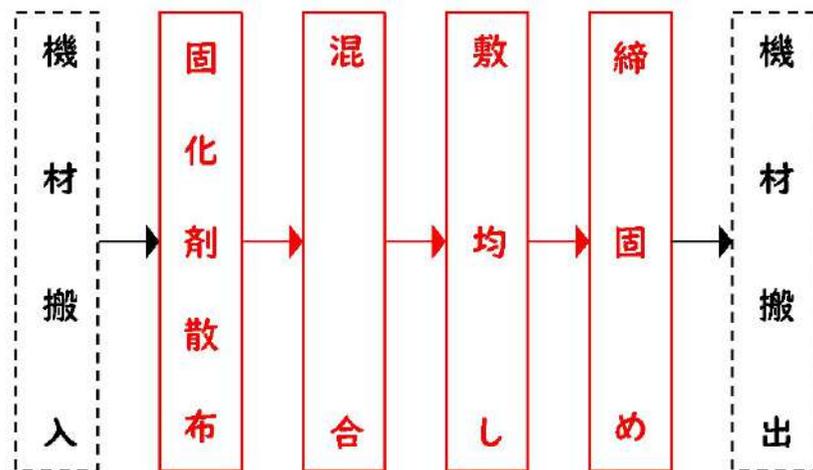
ブロック取外し作業状況

5. (2) ⑧ 安定処理工【改定】

【工法の概要】

本工種は、現位置の地表面にセメント系及び石灰系固化材を散布し、バックホウで混合・敷均し・締固めすることにより、均一な混合処理改良体を造成する工法である。

【施工フロー】



(注) 本施工パッケージで対応しているのは、実線部分のみである。

【主な改定概要】

- 使用機械の見直し
 - ・構造物基礎の締固め作業に使用する振動ローラの規格の変動
振動ローラ(舗装用)ハンドガイド式0.8~1.1t
⇒ ハンドガイド式・低騒音型0.6~0.7t
- 日当り施工量の見直し
 - ・移動時間等を踏まえた日当り施工量の見直し



固化剤散布作業状況



混合作業状況



敷均し作業状況



締固め作業状況



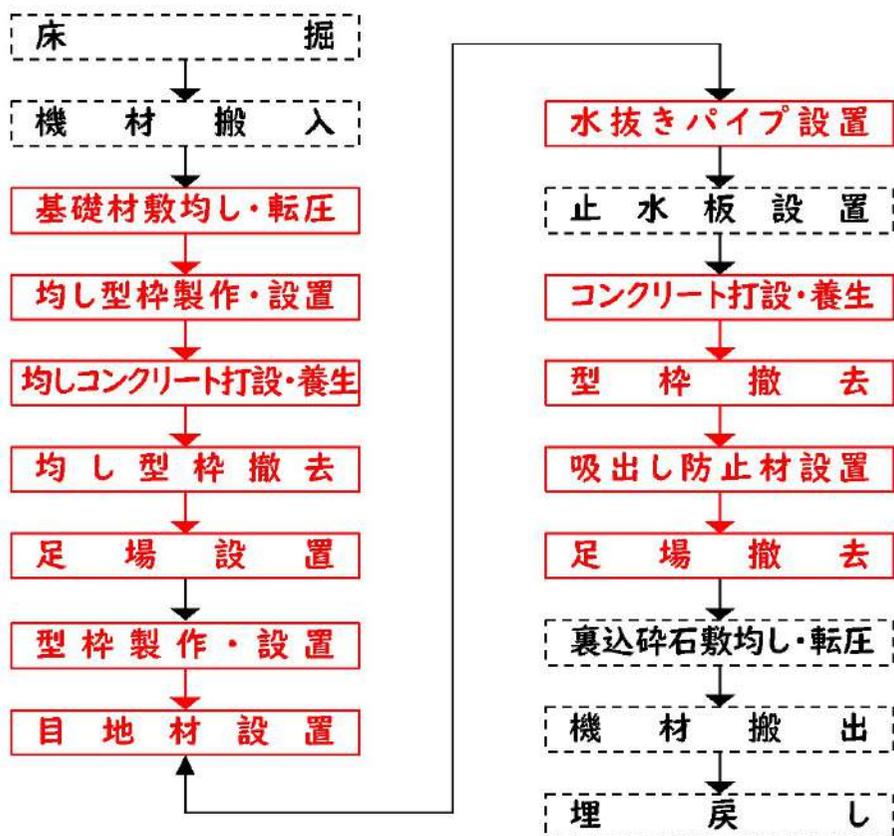
締固め作業状況

5. (2) ⑨ 場所打擁壁工【改定】

【工法の概要】

本工種は、切土や盛土等の土工部分において、用地の制限や地形等の制約があり通常の土の斜面では安定が保たれない場合に、コンクリート擁壁等により土留めを行うことで、土砂の崩壊を防ぎ、法面の下部に必要な空間を確保するために構造物を設ける工法である。

【施工フロー（重力式擁壁）】



(注) 本施工パッケージで対応しているのは、実線部分のみである。

【主な改定概要】

- 使用機械の見直し[重力式擁壁(1mを超え2m未満)]
コンクリートポンプ車 トラック架装・ブーム式圧送能力
90~110m³/h
⇒バックハウ 後方超小旋回型
クレーン機能付き山積0.45m³ 吊能力2.9t
- 日当り施工量の見直し[重力式擁壁]
・使用機械の変動及び移動時間等を踏まえた日当り施工量の見直し



コンクリート打設作業状況
(クレーン機能付きバックハウ)



コンクリート打設作業状況
(コンクリートポンプ車)

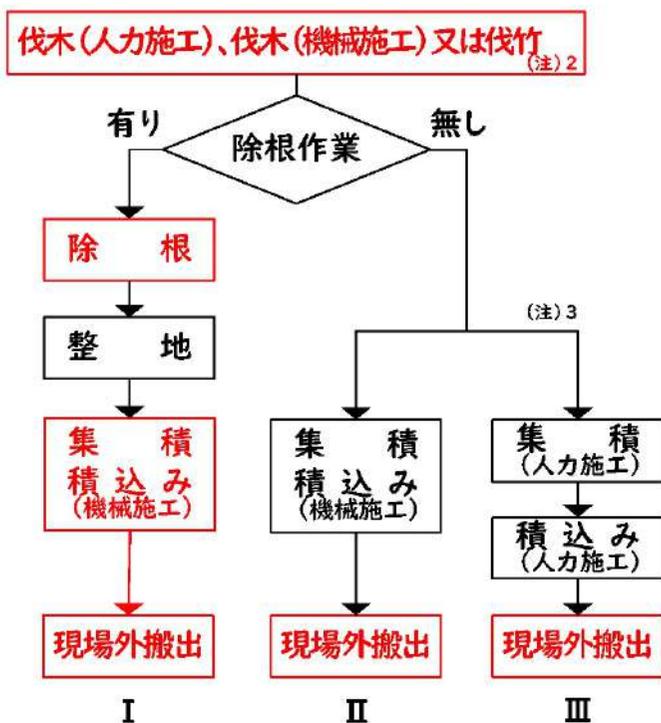
5. (2) ⑩ 伐木除根工【改定】

【工法の概要】

本工種は、河川堤防、高水敷又は中州に繁茂している樹木等の伐採・除根を行い、また必要に応じて除根後に整地を行う工法である。

伐採・除根した樹木は集積、積込みを行う現場外に搬出する。

【施工フロー】



- (注) 1. 本施工パッケージで対応しているのは、実線部分のみである。
 2. 伐木の機械施工と人力施工の選定は、施工機械であるバックホウが現場に入れるか否かで決定するものとする。
 3. 除根作業が無い場合の集積の機械施工と人力施工の選定は、施工機械であるバックホウが現場に入れるか否かで決定するものとする。ただし、伐木(機械施工)の場合の集積は機械施工のみとする。

【主な改定概要】

- 適用範囲の見直し
 - ・伐木の施工形態の変動に伴い、切断機能付掴み装置による伐木(機械施工)歩掛を新規設定
- 使用機械の見直し
 - ・バックホウの規格、排出ガス対策型、騒音対策型及び保有区分を見直し
 - ・現場外搬出ダンプトラックの機種の変動(土砂禁止ダンプトラック)
- 歩掛区分の見直し
 - ・現場外搬出時の積算単位を1,000m²当りから10m³当りに見直し



伐木作業状況
(人力施工)



伐木作業状況
(機械施工)



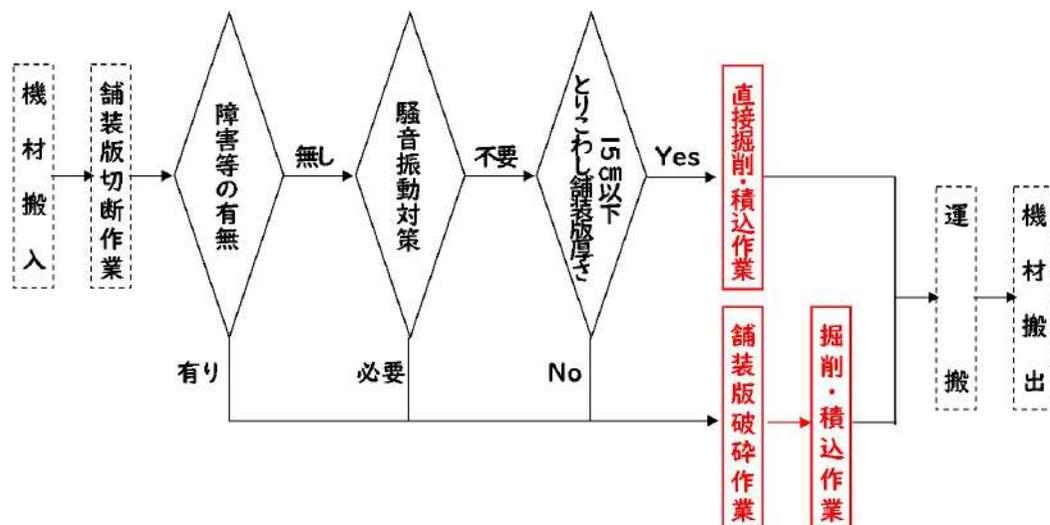
運搬作業状況
(土砂禁止用ダンプトラック)

5. (2) ⑪ 舗装版破碎工【改定】

【工法の概要】

本工種は、コンクリート舗装版、アスファルト舗装版及びこれらの重複舗装版の破碎作業及び掘削・積込みの作業である。

【施工フロー】



(注) 本施工パッケージで対応しているのは、実線部分のみである。



直接掘削・積込作業状況



舗装版破碎作業状況

【主な改定概要】

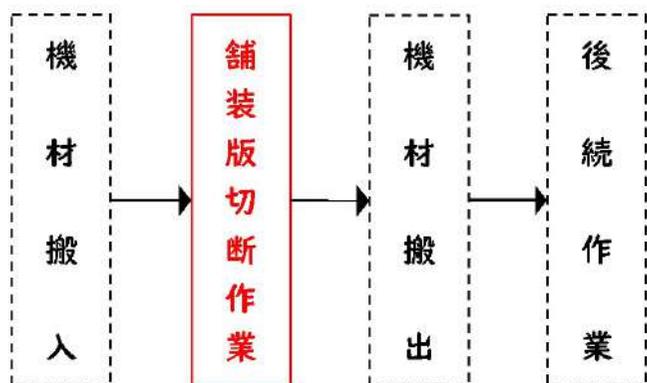
- 使用機械の見直し
 - ・直接掘削積込、破碎作業等に使用するバックホウの規格の変動
標準型・山積0.45m³ (第3次基準値)
⇒ 後方超小旋回型・超低騒音型・(2011年規制)
- 歩掛区分の見直し
 - ・「建設工事に伴う騒音, 振動対策技術指針」の第2章適用範囲に示す地域出ない場合も、施工上騒音振動対策が必要となった場合は、舗装版の厚さに関わらずバックホウによる直接掘削積込を設定できることを追加
- 日当り施工量の見直し
 - ・移動時間等を踏まえた日当り施工量の見直し

5. (2) ⑫ 舗装版切断工【改定】

【工法の概要】

本工種は、コンクリート舗装版、アスファルト舗装版及びこれらの重複舗装版をコンクリートカッタにより切断する工法である。

【施工フロー】



【主な改定概要】

- 使用機械の見直し
 - ・コンクリートカッタ(湿式) 切削深20cm級
⇒ 超低騒音型 切削深20cm級
- 使用材料の見直し
 - ・舗装版切断深15cm以下の場合のブレード規格の変動
(22インチ⇒18インチ)
- 日当り施工量の見直し
 - ・移動時間等を踏まえた日当り施工量の見直し

(注) 本施工パッケージで対応しているのは、実線部分のみである。



コンクリートカッタ全景



ブレード全景



舗装版切断作業状況



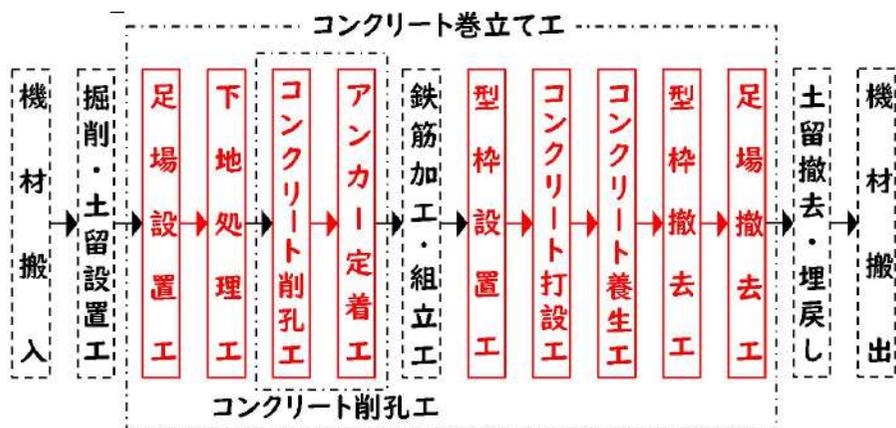
舗装版切断作業状況

5. (2) ⑬ 橋梁補強工（コンクリート巻立て）【改定】

【工法の概要】

本工種は、RC橋脚（既設の鉄筋コンクリート橋脚）の補強用コンクリート巻立てを行う工法である。足場設置後、支柱面に下地処理及び削孔を行いエポキシ樹脂注入剤によりアンカー材を定着させ、型枠を設置しコンクリートを打設する。

【施工フロー】



【主な改定概要】

○使用機械の見直し

- ・足場工に使用するラフテレーンクレーンの規格の変動
ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型）
排出ガス対策型（第2次基準値）25t吊
⇒油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型（第3次基準値）12～13t吊

○使用材料の見直し

- ・注入材使用量の算定式に使用するロス率を見直し（+0.09⇒+0.19）

○日当り施工量の見直し

- ・移動時間等を踏まえた日当り施工量の見直し



足場設置作業状況



コンクリート削孔作業状況



アンカー定着作業状況



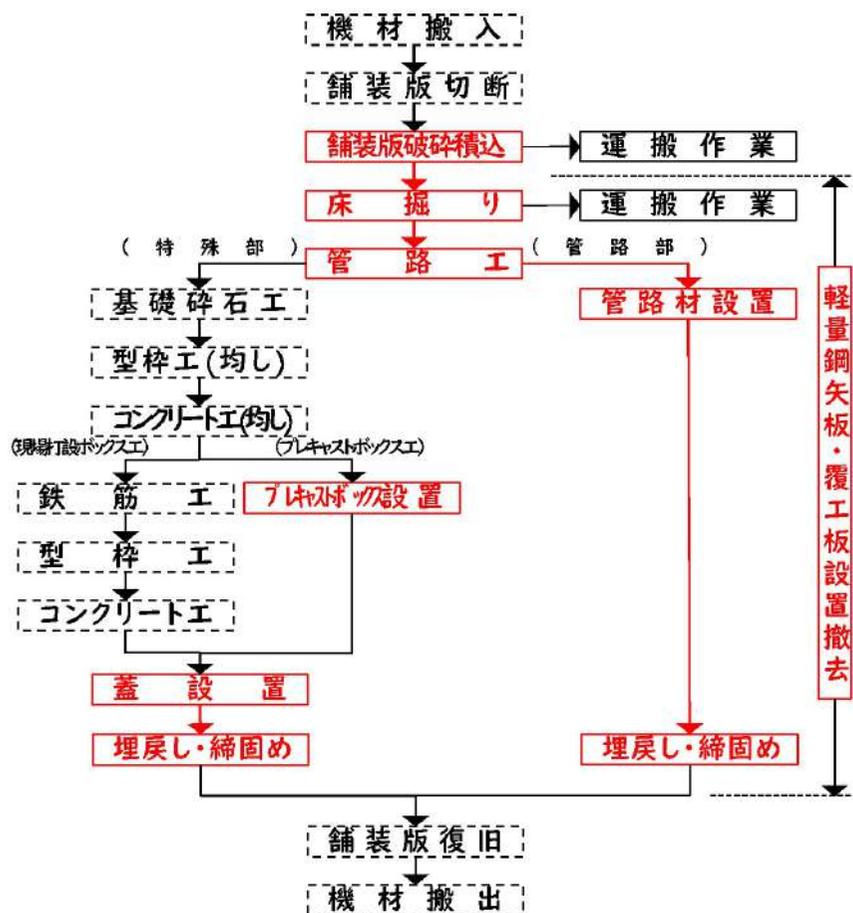
コンクリート打設作業状況

5. (2) ⑭ 電線共同溝工 (C・C・BOX) 【改定】

【工法の概要】

本工種は、地下掘削を行い、管路部（電線を管路材に収容する部分）、特殊部（分岐部、接続部、地上機器部の電線等の出入れ部）を埋設する工法である。

【施工フロー】



(注) 本施工パッケージで対応しているのは、実線部分のみである。

【主な改定概要】

○使用機械の見直し

- ・舗装版破碎積込、床掘り及び埋戻し・締固め、軽量鋼矢板設置撤去、覆工板設置・撤去、蓋設置作業で使用するバックホウの規格の変動
バックホウ山積0.28m³ 吊能力1.7t吊・排出ガス対策型(第2次基準値)
⇒ 排出ガス対策型(2014年規制)

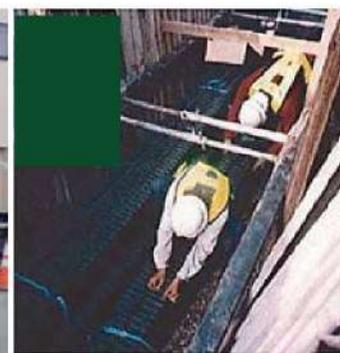
- ・管路材設置作業(多条管) クレーン機能付きバックホウ ⇒ 人力
- ・蓋1組当り800kg超~2,000kg以下の場合の蓋設置に使用する機械の機種の変動
バックホウ山積0.28m³ 吊能力1.7t吊・排出ガス対策型(第2基準値)
⇒ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型(2014年規制) 25t吊
- ・プレキャストボックスブロック設置作業に使用するラフテレーンクレーンの規格の変動
ラフテレーンクレーン25t吊・排出ガス対策型(第2次基準値) ⇒ (2014年規制)

○日当り施工量の見直し

- ・移動時間等を踏まえた日当り施工量の見直し(多条管)



床掘り作業状況



管路材設置作業状況

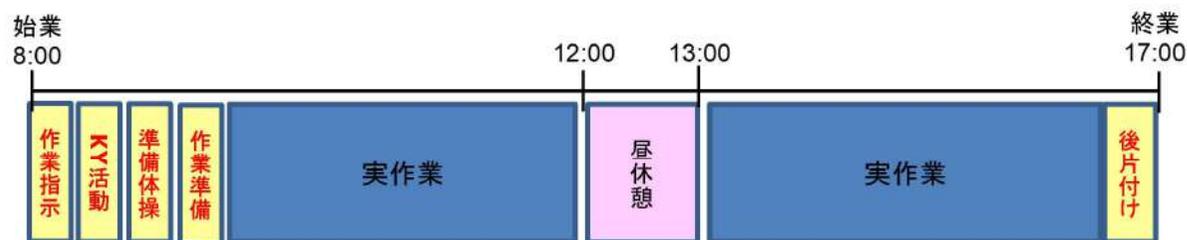


蓋設置作業状況

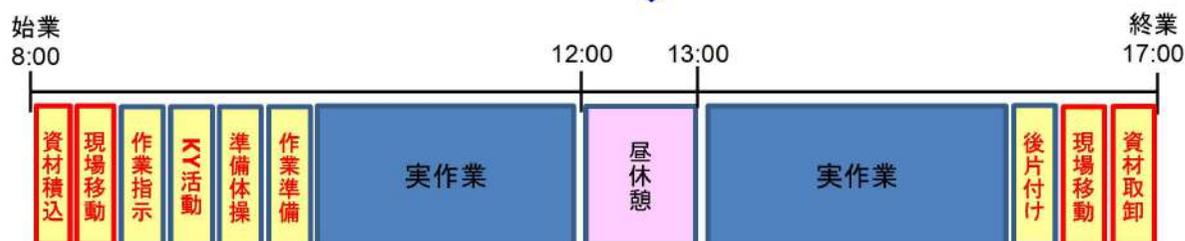
6. 移動時間を踏まえた歩掛の改定

- 朝礼や準備体操、後片付け等は、一日の就業時間に含まれるものであり標準歩掛に適切に反映するもの。
- 路上工事などで常設の作業帯が現場に設けられない工事では、資材基地からの移動時間を適切に反映するもの。
- 令和4年度から施工合理化調査の調査項目として実作業のほか、現場への移動時間等を詳細に把握するよう調査表の見直しを行っている。
- 令和6年度は**11工種に反映**している。
 - ①泥水運搬工、②現場取卸工、③グラウトホール工、④踏掛盤版設置工、⑤安定処理工、⑥場所打擁壁工、⑦伐木除根工、⑧舗装版破碎工、⑨舗装版切断工、⑩橋梁補強工（コンクリート巻立て）、⑪電線共同溝（C・C・BOX）

■従前の調査



■R4以降の調査



7. 建設機械等損料の改定

- 建設機械損料とは、建設業者が所有する建設機械等の償却費、維持管理費、管理費等を指し、これらのライフサイクルコストを1時間当たり又は1日当たりの金額で表示した経費のことである。
- 実態調査結果を踏まえ、新規機種の追加や既存機種の建設機械損料を改定（2年に1回の改定）するもの。

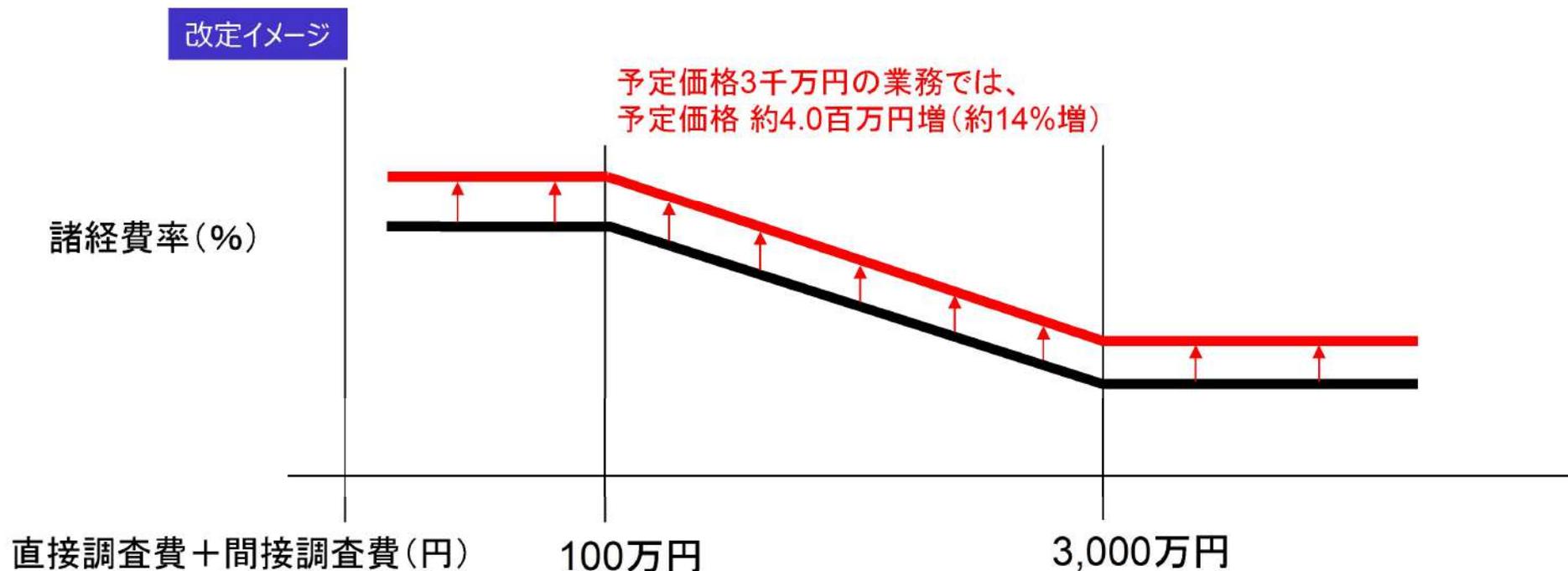
【令和6年度 建設機械等損料算定表改定 機械分類別平均変動率表（対令和4年度版）】

区分	比較年度	基礎価格	標準使用年数	年間標準運転時間	年間標準運転日数	年間標準供用日数	維持修理費率	年間管理費率	残存率	運転1時間当たり換算値損料(13)欄注)	供用1日当たり換算値損料(15)欄
01 ブルドーザ及びスクレーパ	R04	1.01	1.00	1.01	1.03	1.01	1.00	1.00	1.00	0.99	0.99
02 掘削及び積込機	R04	1.01	1.00	1.00	1.02	1.00	0.94	1.00	1.00	1.00	1.00
03 運搬機械	R04	1.04	1.00	1.00	1.02	1.00	0.95	1.00	1.00	1.03	1.03
04 クレーンその他の荷役機械	R04	1.02	1.00	1.00	1.00	1.00	0.99	1.00	1.00	1.02	1.02
05 基礎工事用機械	R04	1.03	1.00	1.01	1.01	1.00	0.98	1.00	1.00	1.02	1.02
06 せん孔機械及びトンネル工事用機械	R04	1.03	1.00	1.01	1.00	1.00	0.99	1.00	1.00	1.02	1.02
07 モータグレーダ及び路盤用機械	R04	1.02	1.00	0.99	1.00	1.00	0.94	1.00	1.00	1.03	1.01
08 締固め機械	R04	1.04	1.01	0.98	1.00	1.00	0.98	1.00	1.00	1.04	1.03
09 コンクリート機械	R04	1.02	1.00	1.00	1.00	1.00	0.99	1.00	1.00	1.01	1.01
10 舗装機械	R04	1.03	1.00	1.00	1.00	1.00	0.97	1.00	1.00	1.03	1.03
11 道路維持用機械	R04	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	0.98	1.00	1.00	1.01	1.01
12 空気圧縮機及び送風機(原動機を含む)	R04	1.02	1.00	1.00	1.00	1.00	0.95	1.00	1.00	1.02	1.02
13 建設用ポンプ(原動機を含む)	R04	1.04	1.00	-	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.04	1.04
15 電気機器	R04	1.01	1.00	-	1.00	1.00	0.95	1.00	1.00	1.00	1.00
16 ウインチ類	R04	1.02	1.00	-	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.02	1.03
17 試験測定機器	R04	1.00	1.00	-	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01	1.00
18 鋼橋・PC橋架設用仮設備機器	R04	1.05	1.00	-	-	1.00	1.00	1.00	1.00	-	1.05
20 その他の機器	R04	1.02	1.00	1.00	1.00	1.00	0.99	1.00	1.00	1.02	1.02
40 ダム施工機械	R04	1.06	1.09	1.24	1.06	0.99	1.11	1.00	1.00	0.95	1.13
50 除雪用建設機械	R04	1.02	1.02	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.02	-

注) 運転1時間当たり換算値損料(13)欄は、機械の種類によっては「運転1日当たり換算値損料」として算出し、掲載しているものがある。

8. 地質調査業務の諸経費の改定

- 実態調査の結果を踏まえ、**地質調査業務（一般調査業務費）の諸経費率を改定するもの。**



【現行】

100万円以下	100万円超え3,000万円以下	3,000万円超え
59.9%	$285.3 \times (\text{直接調査費} + \text{間接調査費})^{-0.113}$	40.8%

【改定】

100万円以下	100万円超え3,000万円以下	3,000万円超え
82.5%	$290.2 \times (\text{直接調査費} + \text{間接調査費})^{-0.091}$	60.6%

9. 解析等調査業務の歩掛の制定

- 実態調査の結果を踏まえ、(地質) 解析等調査業務の歩掛「計画準備」を制定するもの。

【制定内容】

(1業務当り)

作業工程	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
計画準備			1.5	2.5	2.5	2.0		

10. 適用スケジュール

- 土木工事標準積算基準書及び設計業務等標準積算基準書は、10月1日に改定する。
- 適用時期について、本県の**建設工事**（土木工事標準積算基準書）は、公告日又は指名通知日の前月の基準を適用することとしているため、11月1日以降に入札公告又は、指名通知を行う案件から適用となる。
- 建設関連業務（設計業務等標準積算基準書）については、10月1日以降に入札公告又は、指名通知を行う案件から適用となる。

基準改定
10月1日

発注区分	公告又は、指名通知月			
	9月	10月	11月	12月
建設工事	旧基準	旧基準	新基準	新基準
建設関連業務	旧基準	新基準	新基準	新基準

「共通仕様書等の改定について」

令和6年9月18日

宮城県土木部事業管理課

令和6年度土木工事共通仕様書等改定の概要について	2
1 共通仕様書（土木工事編Ⅰ）	3
2 出来形管理基準	1 1
3 品質管理基準	1 2
4 共通仕様書（建設関連業務）	1 3

宮城県土木部共通仕様書の改定は、例年4月に改定される国土交通省の共通仕様書を基に行っていることから、10月1日施行としている。令和6年度の主な改定概要は以下のとおりである。

1 共通仕様書（土木工事編Ⅰ）

- ① ワンデーレスポンスに関する条文の追加【国交省の改定に準拠】
- ② NETISに関する条文の変更【国交省の改定に準拠】
- ③ 週休二日に関する条文の変更【宮城県土木部の実施要領改定に伴うもの】
- ④ 建設現場における遠隔臨場に関する条文の追加【特記仕様書から共通仕様書へ移行し標準化】
- ⑤ コンクリートの湿潤養生期間に関する条文及び図の変更【国交省の改定に準拠】
- ⑥ 暑中コンクリートにおける打設時のコンクリート温度に関する条文の変更【国交省の改定に準拠】
- ⑦ 除雪作業日報等の提出に関する条文の変更【国交省の改定に準拠】
- ⑧ 諸基準類の更新【国交省の改定に準拠】

2 出来形管理基準

- ① 既製杭工等の傾斜測定基準の追加【国交省の改定に準拠】

3 品質管理基準

- ① コンクリート圧縮強度試験における試験時期の変更【国交省の改定に準拠】

4 共通仕様書（建設関連業務）

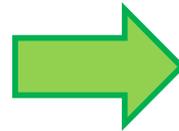
- ① 諸基準類の更新【国交省の改定に準拠】

① ワンデーレスポンスに関する条文の追加【国交省の改定に準拠】

受発注者間のコミュニケーションを円滑にし、生産性の向上を図るため、ワンデーレスポンスに関する条文を追加するもの。（ワンデーレスポンスの再徹底を図るもの）

（現行条文無し）

※ウイークリースタンスにおける取組内容の一つとして共通仕様書に記載あり。（1-1-45）



新条文（案）

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 総則

1-1-4 ワンデーレスポンス

1. ワンデーレスポンス

発注者及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。

ワンデーレスポンスとは、発注者、受注者双方において質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限まで回答することをいう。

② NETISに関する条文の変更【国交省の改定に準拠】

国交省が策定している「公共工事等における新技術活用システム実施要領」の内容との整合を図るため、NETISに関する条文を変更するもの。

NETIS登録技術を活用した際に受注者が作成する活用効果調査表の提出方法が発注者への提出から新技術情報提供システムへの入力・登録に変更するもの。

現行条文

第1編 共通編
第1章 総則
第1節 総則
1-1-13 調査・試験に対する協力
5. NETIS

（1）受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第活用効果調査表を**発注者へ提出**しなければならない。

ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の**提出**を要しない。

（2）受注者は、施工者選定型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、**新技術活用計画書を発注者に提出**しなければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表を**発注者へ提出**しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の**提出**を要しない。



新条文（案）

第1編 共通編
第1章 総則
第1節 総則
1-1-13 調査・試験に対する協力
5. NETIS

（1）受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第活用効果調査表を**新技術情報提供システム（以下システムという）にて入力・登録**しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の**入力・登録**を要しない。

（2）受注者は、施工者選定型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、**新技術活用計画書を作成し、施工計画書と共に発注者に提出**しなければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表を**システムにて入力・登録**しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の**入力・登録**を要しない。

③ 週休二日に関する条文の変更

「宮城県土木部「週休2日工事」実施要領」において、令和6年4月1日から週休二日の種別に「交替制」を追加したことから、条文を変更するもの。

現行条文

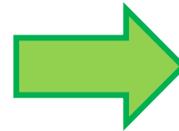
第1編 共通編

第1章 総則

第1節 総則

1-1-26 週休二日の対応

受注者は、契約図書に定めるほか、発注者との協議により決定し、基本4週8休以上の休日確保し実施に努めなければならない。



新条文（案）

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 総則

1-1-26 週休二日の対応

1. 受注者は、原則「現場閉所型」による4週8休以上の休日確保すること。

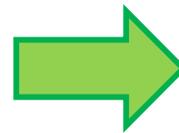
ただし、工期や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、発注者との協議により、「交替制」による4週8休以上の休日の確保に努めなければならない。

2. 前項に定める運用については、『宮城県土木部「週休2日工事」実施要領』に基づき実施すること。

④ 建設現場における遠隔臨場に関する条文の追加

受発注者の業務を効率化し、契約の適正な履行と円滑な施工確保を図るため、建設現場におけるICT（画像及び音声の配信技術）を活用した遠隔臨場に関する条文を追加するもの。（特記仕様書から共通仕様書に移行し、市町村も含めて標準化を図るもの。）

（現行条文無し）
※特記仕様書に記載あり。



新条文（案）

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 総則

1-1-47 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目的に、受発注者間協議のもと、立会及び段階確認等において、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介した遠隔臨場の実施に努めなければならない。
2. 前項に定める運用については、『建設現場等における遠隔臨場に関する実施要領』に基づき実施すること。

⑤ コンクリートの湿潤養生期間に関する条文及び表の変更 【国交省の改定に準拠】

コンクリート標準示方書の改訂に伴い、中庸熱ポルトランドセメント及び低熱ポルトランドセメントの湿潤養生期間が新たに設定されたことから、条文及び表を変更するもの。

現行条文

第1編 共通編
第3章 無筋・鉄筋コンクリート
第6節 運搬・打設
3-6-9 養生
2. 湿潤状態の保持

受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表3-3を標準とする。

なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表3-3に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督職員

表3-3 コンクリートの標準養生期間

日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント
15℃以上	5日	7日	3日
10℃以上	7日	9日	4日
5℃以上	9日	12日	5日

〔注〕寒中コンクリートの場合は、第1編第3章第10節寒中コンクリートの規定による。
養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。

新条文（案）

第1編 共通編
第3章 無筋・鉄筋コンクリート
第6節 運搬・打設
3-6-9 養生
2. 湿潤状態の保持

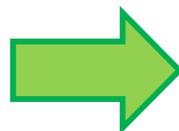
受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、**施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする。**通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表3-3を**目安**とする。

表 3-3 コンクリートの湿潤養生期間の目安

日平均気温	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント
15℃以上	3日	5日	7日	8日	10日
10℃以上	4日	7日	9日	9日	※
5℃以上	5日	9日	12日	12日	※

※15℃より低い場合での使用は、試験により定める。

〔注〕寒中コンクリートの場合は、第1編第3章第10節寒中コンクリートの規定による。
養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。

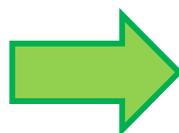


⑥ 暑中コンクリートにおける打設時のコンクリート温度に関する条文の変更 【国交省の改定に準拠】

打設時のコンクリート温度が35℃を超える暑中コンクリートにおける施工管理基準がコンクリート標準示方書に新たに定められたことから、暑中コンクリートにおける打設時のコンクリート温度に関する条文を変更するもの。

現行条文

第1編 共通編
第3章 無筋・鉄筋コンクリート
第9節 暑中コンクリート
3-9-3 養生
3. 打設時のコンクリート温度
打設時のコンクリート温度は、35℃以下とする。コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。



新条文（案）

第1編 共通編
第3章 無筋・鉄筋コンクリート
第9節 暑中コンクリート
3-9-3 養生
3. 打設時のコンクリート温度
打設時のコンクリート温度は、**原則**35℃以下とする。
なお、打設時のコンクリート温度が35℃を超える場合には、38℃を上限とし、かつコンクリート標準示方書で定める所定の品質を確保しなければならない。

⑦ 除雪作業日報等の提出に関する条文の変更【国交省の改定に準拠】

除雪作業日報等の提出期限について、現在は作業日の翌日と定めているが、国交省の改定に準拠し、提出期限を緩和することから、条文を変更するもの。

現行条文

第8編 道路編

第15章 雪寒

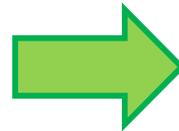
第3節 除融雪工

15-3-1 一般事項

7. 報告書

受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督職員に連絡するものとし、翌日までに設計図書に示す様式により除融雪作業日報、運転記録紙等を監督職員に提出しなければならない。

また、各月の終了後、速やかに設計図書に示す様式により除融雪月報を監督職員に提出しなければならない。



新条文（案）

第8編 道路編

第15章 雪寒

第3節 除融雪工

15-3-1 一般事項

7. 報告書

受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督職員に連絡しなければならない。

また、設計図書に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙、除融雪月報等を監督職員が指定する期日までに提出しなければならない。

⑧ 諸基準類の更新【国交省の改定に準拠】

共通仕様書に引用している諸基準類について、更新するもの。

区分	発行機関	諸基準類	改訂年月
更新	土木学会	コンクリート標準示方書（設計編） [2017年制定]⇒[2023年制定]	平成30年3月 ⇒令和5年3月
更新	土木学会	コンクリート標準示方書（施工編） [2017年制定]⇒[2023年制定]	平成30年3月 ⇒令和5年9月
更新	土木学会	コンクリート標準示方書（規準編） [2018年制定]⇒[2023年制定]	平成31年10月 ⇒令和5年9月
更新	土木学会	コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編） [2013年制定]⇒[2023年制定]	平成25年10月 ⇒令和5年9月
更新	土木学会	舗装標準示方書 [2015年制定]⇒[2023年制定]	平成27年10月 ⇒令和5年10月
更新	日本道路協会	鋼管矢板基礎設計施工便覧	平成9年12月 ⇒令和5年2月
更新	環境省	水質汚濁に係る環境基準	令和3年10月 ⇒令和5年3月
更新	労働省	騒音障害防止のためのガイドライン	令和4年10月 ⇒令和5年4月

① 既製杭工等の傾斜測定基準の追加【国交省の改定に準拠】

既製杭工等の測定項目である傾斜について、杭基礎施工便覧に基づき、測定基準を明確化するために追記するもの。

工種
既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)

※場所打杭工、深礎工についても同様に傾斜の測定基準を明確化。

測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
基準高▽	± 5 0	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
根入長	設計値以上	傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。		
偏心量 d	D/4 以内かつ 1 0 0 以内	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
傾斜	1 / 1 0 0 以内			

① コンクリート圧縮強度試験における試験時期の変更【国交省の改定に準拠】

JISの改訂に伴い、コンクリート圧縮強度試験の試験時期・頻度を変更するもの。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法
1 セメント・コンクリート	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108

規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	適用基準
<p>1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)</p>	<p>・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m³ごとに1回 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき標準養生と現場養生の各6個(σ7…3個、σ28…3個)の計12個とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する</p>	<p>・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</p>	○	

4 共通仕様書（建設関連業務）

① 諸基準類の更新【国交省の改定に準拠】

共通仕様書に引用している諸基準類について、更新するもの。

区分	発行機関	諸基準類	改訂年月
更新	国土交通省	測量成果電子納品要領	平成30年3月 ⇒令和6年3月
更新	国土交通省	電子納品運用ガイドライン【測量編】	令和3年3月 ⇒令和6年3月
更新	国土交通省	電子納品運用ガイドライン【業務編】	令和2年3月 ⇒令和6年3月
更新	国土交通省	土木工事安全施工技術指針	令和5年3月 ⇒令和6年3月
更新	宮城県土木部	共通仕様書（土木工事編Ⅰ・Ⅱ）	令和5年10月 ⇒令和6年10月

■週休2日工事実施要領改正概要(案)

●経費補正の変更内容

項目	現行(R6.4~)	
	現場閉所型	交替制
	通期	通期
労務費	1.05	1.05
機械経費(賃料)	1.04	—
共通仮設費率	1.04	—
現場管理費率	1.06	1.03

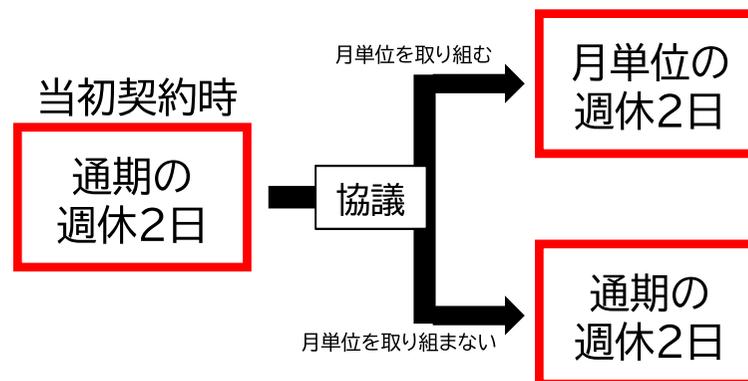


改正案(R6.11~)			
現場閉所型		交替制	
通期	月単位	通期	月単位
1.02	1.04	1.02	1.04
1.02	1.02	—	—
1.02	1.03	—	—
1.03	1.05	1.01	1.03

※一部歩掛及び現場管理費について週休2日を考慮した改定が令和6年10月に行われることから、経費補正は減少となっているもの。

●月単位の週休2日の取り扱い

当初は通期の週休2日に取り組むものとして発注を行い、契約後に受発注者間で月単位の週休2日に取り組むかを協議する。



■週休2日工事実施要領改正概要(案)

●施工条件明示書の変更内容

「月単位の週休2日」の導入に合わせて、施工条件明示書に週休2日工事の区分の項目を追加するもの。

現行(R6.4~)

19 週休2日工事の適用の有無			
(1) 週休2日工事	<input checked="" type="radio"/> 対象 <input type="radio"/> 実施困難工事	<input type="radio"/> 実施困難工事 (例) ・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため	1. 週休2日工事の対象工事の場合は、宮城県土木部「週休2日工事」実施要領に基づき行うこととする。 なお、週休2日工事の型式については、下記(2)のとおりとする。 2. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用されることを踏まえ、令和6年4月には、維持工事等も含めて、週休2日の確保を目指すことから、「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし、応急復旧工事などの場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。
(2) 週休2日工事の型式	<input checked="" type="radio"/> 発注者指定型(現場閉所型) <input type="radio"/> 発注者指定型(交替制)	<input type="radio"/> 現場閉所型 <input type="radio"/> 交替制	当初積算時に4週8休以上を確保した場合の経費の補正を行うこととし、設計変更時に達成状況に応じた補正の見直しを行うこととする。



改正案(R6.11~)

19 週休2日工事の適用の有無			
(1) 週休2日工事	<input checked="" type="radio"/> 対象 <input type="radio"/> 実施困難工事	<input type="radio"/> 実施困難工事 (例) ・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため	1. 週休2日対象工事の場合は、宮城県土木部「週休2日工事」実施要領に基づき、行うこととする。 なお、週休2日工事の種別及び区分については、下記(2)、(3)のとおりとする。 2. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が建設業に適用されたことを踏まえ、週休2日の確保を目指す、「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし、応急復旧工事など緊急工事の場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。
(2) 週休2日工事の種別	<input checked="" type="radio"/> 現場閉所型 <input type="radio"/> 交替制	<input type="radio"/> 現場閉所型 <input type="radio"/> 交替制	現場閉所型:巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所を閉所する。 交 替 制 :現場閉所を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。
(3) 週休2日工事の区分	週休2日工事の区分は「通期の週休2日」と「月単位の週休2日」に区分する。 当初発注においては「通期の週休2日」を指定、積算している。 「月単位の週休2日」は受注者の希望型とし、工事着手前に受発注者間で協議の上、実施の可否を決定する。なお、協議により「月単位の週休2日」を実施することとし、「月単位の週休2日」を達成した場合は、精算変更時に「月単位の週休2日」の補正係数に変更する。 「通期の週休2日」:対象期間全体で、4週8休相当以上の休日を取得したと認められる状態。 「月単位の週休2日」:対象期間の全ての月において、4週8休以上の休日を取得したと認められる状態。		

下請承認申請忘れていませんか？

下請未承認は契約違反です！



宮城県との請負契約の内容を下請負人によって施工する場合、発注者の事前承認が必要です。

発注者の承認を受けずに工事に着手した場合、
契約違反により指名停止の措置が講じられます。

詳しくは「宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱」をご確認ください。

宮城県出納局契約課

宮城県建設工事において、受注者が下請契約を行う場合は、「宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱」に基づき事前に下請承認手続きが必要です。

手続きを怠った場合は、指名停止措置要件に該当する契約違反行為となります。

適切な施工体制を徹底し、事故防止を図るため、受注者は「宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱」を理解するとともに、遵守するようお願いします。